

令和6年度

学校園の管理運営
に関する指針

案

枚方市教育委員会

令和6年度 学校園の管理運営に関する指針 目次

○はじめに	……	1
○教育大綱	……	4
○枚方市教育振興基本計画(抜粋)	……	7
○令和6年度「学校園の管理運営に関する指針」の構成及び活用にあたって	……	9
基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実について		
学校園運営体制について	……	11
1 学校園運営組織の確立		
1-1 地域・校種間連携の推進		
学習指導について	……	13
1 主体的・対話的で深い学びの実現		
1-1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現		
1-2 学習の基盤となる資質・能力の向上		
1-2-1 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導		
1-2-1-1 外国語(英語)教育における効果的な学習ツールの活用		
1-2-2 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力		
1-3-3 プログラミング学習の取組		
1-3 カリキュラム・マネジメントの充実		
1-3-1 スタートカリキュラム		
1-3-2 社会とつながる学習活動の推進		
1-4 学習評価		
1-5 確かな学力を育成するための学校体制		
2 国旗・国歌		
キャリア教育・進路指導について	……	20
1 キャリア教育の在り方		
2 進路指導校内体制の確立・進路指導の在り方		
2-1 支援の必要な児童・生徒への進路指導		
基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実		
道徳教育について	……	24
1 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進		
人権教育について	……	25
1 人権教育の推進		
1-1 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進		
1-2 子どもの見守り体制の確立		
1-3 ジェンダー平等教育の推進		

1-4	在日外国人教育の推進と日本語指導の充実	
1-5	同和教育の推進	
1-6	不適切な区域外(指定外)就学の防止・是正	
1-7	平和教育の推進	
健康教育について	29
1	体力づくりの取組の推進	
2	体育活動における事故防止対策等	
3	がん教育	
4	食育	
5	食物アレルギー疾患の対応	
特別活動・その他教育活動について	32
1	特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成	
1-1	学級や学校の文化を創造する特別活動	
2	中学校部活動	
基本方策3 教職員の資質と指導力の向上		
教職員の服務について	35
1	服務規律の徹底(職務上の義務)	
2	服務規律の徹底(身分上の義務等)	
学校園における働き方改革について	38
1	業務改善と意識改革の推進	
2	労働安全衛生体制の充実	
教職員研修について	40
1	教職員の育成	
2	授業改善	
3	校園内研究・校園内研修	
4	研修の受講	
基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実		
支援教育について	44
1	「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進	
1-1	校内体制の充実	
1-2	交流及び共同学習の充実	
1-3	障害のある児童・生徒の教育課程の充実	
1-4	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ	
1-5	通級指導教室の充実	
1-6	保護者や関係機関との連携	
1-7	医療的ケア	

基本方策5 幼児教育の充実		
幼稚園教育について		……49
1	就学前教育の推進	
基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進		
学校園・家庭・地域の連携について		……51
1	社会に開かれた教育課程	
1-1	地域とともにある学校づくり	
基本方策7 学びのセーフティネットの構築		
安全について		……54
1	学校園の安全確保に向けた組織体制の構築	
1-1	危機管理体制の確立	
1-2	安全教育の推進	
1-3	登下校の安全確保及び交通安全の推進	
生徒指導について		……57
1	校内生徒指導体制の確立	
1-1	組織的な取組の推進	
1-2	教育相談体制の充実	
2	不登校児童・生徒への支援	
2-1	家庭・関係機関との連携	
3	体罰根絶の取組	
4	携帯電話等への対応	
5	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実	
6	校則について	
いじめについて		……62
1	いじめの未然防止	
2	いじめの早期発見	
3	いじめの対応	
基本方策8 学びを支える教育環境の充実		
教育環境の活用について		……65
1	教育環境	
2	学校園施設、設備の維持管理	
3	校内体制の確立	
4	ICT機器の管理運用	
基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実		
学校図書館機能の充実について		……68
1	学校図書館運営方針および年間計画策定	

2 読書活動推進と環境整備

基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

社会教育と学校教育の連携について

……71

Ⅰ 文化・芸術・スポーツ等の体験活動の充実

児童の放課後対策について

……72

Ⅰ 放課後の安全な居場所づくりと保護者が安心して就労できる環境の整備

各種の参考資料

……74

はじめに

VUCA (Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性)) の時代と称されるように、先行きが不透明で将来の予測が困難な未来社会を迎えようとする中、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、子どもたちの資質・能力を育成することが求められている。子どもたち自身が生活や社会の中から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力、これこそが学習指導要領において育成をめざすものである。

学習指導要領においては、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしていくこととされている。また、教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。その上で、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。

また、幼稚園においては、幼稚園教育の基本である「環境を通して行う教育」を踏まえ、小学校以降の子どもたちの発達を見通しながら教育活動を展開し、幼稚園教育において育みたい資質・能力を一体的に育むよう努めることが幼稚園教育要領に示されており、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう求めている。

大阪府においては、人生を自ら切り拓くとともに、認め合い、尊重し、協議し、世界や地域とつながり、社会に貢献していく人物を育む教育の実現をめざし、令和5年3月に『第2次大阪府教育振興基本計画』が策定された。幼児・児童・生徒一人一人をより一層大切に、一貫した教育の方向性を

示すため、小学校・中学校・高等学校・支援学校等の校種を超えて取り組むべき内容をとりまとめたものであり、その実現に向けて、市町村教育委員会とさらに連携を深め、取り組んでいく必要性について提言している。

本市においては、国・府をはじめ社会情勢を踏まえ、令和6年3月に改訂された「枚方市教育大綱」及び「枚方市教育振興基本計画」（令和2年9月見直し）に基づき、様々な取組を進めていく。これらを踏まえ、本指針では、教育委員会と学校園が一体となって、本市の教育を推進していくための具体的な方針について定める。令和6年度は、学習指導要領の「理念」や「内容」等について、十分理解を深め、これまでの取組の上に、「学校教育の質の向上」や「子どもの育ちの支援」といった取組を各学校園においてさらに進めることを最優先の課題とする。そのために、子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現～教師主体の一斉授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～をテーマとして、自立した学び手を育成するために、自己決定できる子ども主体の学びの実現、課題解決学習（PBL）の推進、そして授業と生徒指導の一体化に取り組む。

そして、引き続き、各学校園の校内研修・学年会（小学校）・教科会（中学校）・園内研修（幼稚園）の内容のより一層の充実及び連携を図り、これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現し、教職員の指導力を向上させることで、幼児・児童・生徒の確かな学力と自立の力、生きる力の基礎を育む。また、豊かな心と健やかな体を育むための教育環境の充実を図る。なお、取組の中心を担う教職員が幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保し、果たすべき役割をしっかりと果たしていけるよう、「学校園における働き方改革」について、業務改善と意識改革を組織的、計画的に進めていく。一方で、すべての教職員が健康でいきいきと勤務できる職場環境づくりを進めるためにも労働安全衛生体制の充実が求められる。また、教職員は、その職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律の徹底を図り、不祥事の防止、根絶に取り組む必要があることを認識しておく必要がある。

すべての幼児・児童・生徒が、地域社会で豊かに生きるために、学校園において、多様な学びの場を保証するとともに、相互理解を深め、安心して学校生活を送ることができるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる取組を推進する。また一人一人の個性や価値観、多様な文化を認め合い、多様化する人権課題を身近に感じ考える機会として、人権教育・啓発に取り組む。特に、貧困や虐待、ヤングケアラー等、様々な課題を抱える子どもへの支援体制を充実させることが重要

である。支援教育については、「ともに学び、ともに育つ」教育の下、障害のある児童・生徒、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校園全体の取組を充実していく。いじめについては、本市の「人権教育基本方針」及び「いじめ防止基本方針」のもと、引き続き、未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を継続して行うとともに、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長が、教育者としての識見に基づいた強いリーダーシップを発揮し、組織的にいじめを見逃さない学校環境づくりに努める。不登校については、早期発見・早期対応のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えるとともに、個に応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内の教室以外の居場所設置等の工夫や外部機関との連携を図る。体罰の根絶については、引き続き、「体罰はいかなる場合においても絶対に許されない」ということを、教職員一人一人に改めて周知徹底する。教職員自らの倫理観や規範意識を高め、幼児・児童・生徒を守り抜く覚悟をもって取り組み、保護者・地域から信頼される秩序ある学校園を築く。

以上を踏まえ、各学校園は、校園長のマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、常に「子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり」ということを念頭におき、本指針に基づく、積極的かつ特色ある取組を展開するものとする。

枚方市教育大綱

枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成』

～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

教育方針

<重点方針1 社会を生き抜く力の育成>

1-1 確かな学力の育成

一人ひとりの教育的ニーズを大切にし、1人1台端末も活用した個別最適で協働的な学びにより、「主体的・対話的で深い学び」を実現します。また、学校図書館の充実にも取り組みます。

1-2 問題発見・解決能力等の育成

変化の激しい社会においても、力強く生き抜くために必要な、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に取り組みます。

また、実践的な職業体験などにより、未来の可能性を切り拓く社会体験の機会を提供します。

1-3 教員の育成

多様な社会のあり様を踏まえた多分野にわたる研修を実践し、幅広い知識・視野を持ち、子どもたちの多様な価値観を認めることができる教員の育成に取り組みます。

<重点方針2 豊かな心と健全な体の育成>

2-1 豊かな心と健全な体の育成

豊かな心の育成のため、多様な社会の中で、思いやりをもち、すべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にす教育に取り組みます。

また、子どもたちに、スポーツや文化芸術をはじめとした様々な体験や人との出会いの機会を継続的に確保します。

あわせて健全な食生活を形成する食育や、経済的な負担を気かけずに提供される質の高い安全で安心な学校給食を通じて、健全な体を育成します。

<重点方針3 誰一人取り残されない教育の実現>

3-1 いじめの防止、早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、被害者の精神的苦痛や不安をより早期に克服できるよう、学校園や教育委員会をはじめ、市が一丸となって連携しながら誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

3-2 不登校の防止、早期解決

不登校を未然に防ぐことに力を尽くすとともに、不登校となった際には、学校園への復帰以外の選択肢としての子どもの居場所も広く確保し、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。

3-3 子どもの貧困対策、ヤングケアラー対策

様々な事情を抱える子どもたちが、分けへだてなく教育を受けることができるよう、一人一人に寄り添った支援を進めます。

<重点方針4 豊かな学びを支える学校園づくり>

4-1 学校園ガバナンスの確立

教育内容や子どもに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校園を組織として機能させるため学校園のガバナンスの確立に取り組みます。

4-2 開かれた学校園運営

学校園への信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力調査の結果だけでなく、いじめや不登校など、子どもに係るデータを踏まえた課題と対応策を学校ブログ等で積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。

4-3 学校園の教育環境整備

誰一人取り残されない教育環境を整備するため、ICT環境を充実させるとともに、施設のバリアフリー化を進めます。

また、学校園施設の長寿命化改修や保全的改修に取り組み、ZEB化にも取り組みます。

<重点方針5 遊びや学びの充実>

5-1 遊びから学びへの接続の充実

保育園や幼稚園等就学前児童施設に通うすべての子どもたちが小学校へ円滑に就学できるよう、遊びから学びへの接続を充実させます。

5-2 3間の提供

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。小学校の放課後を、禁止事項をできる限りなくし、子どもたちの自由な空間として開放します。

5-3 生涯学習の推進

DX時代を見据えた学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の活用、スポーツ・文化芸術・歴史に親しめる環境づくりなど、人とまちを豊かにする生涯学習を推進します。

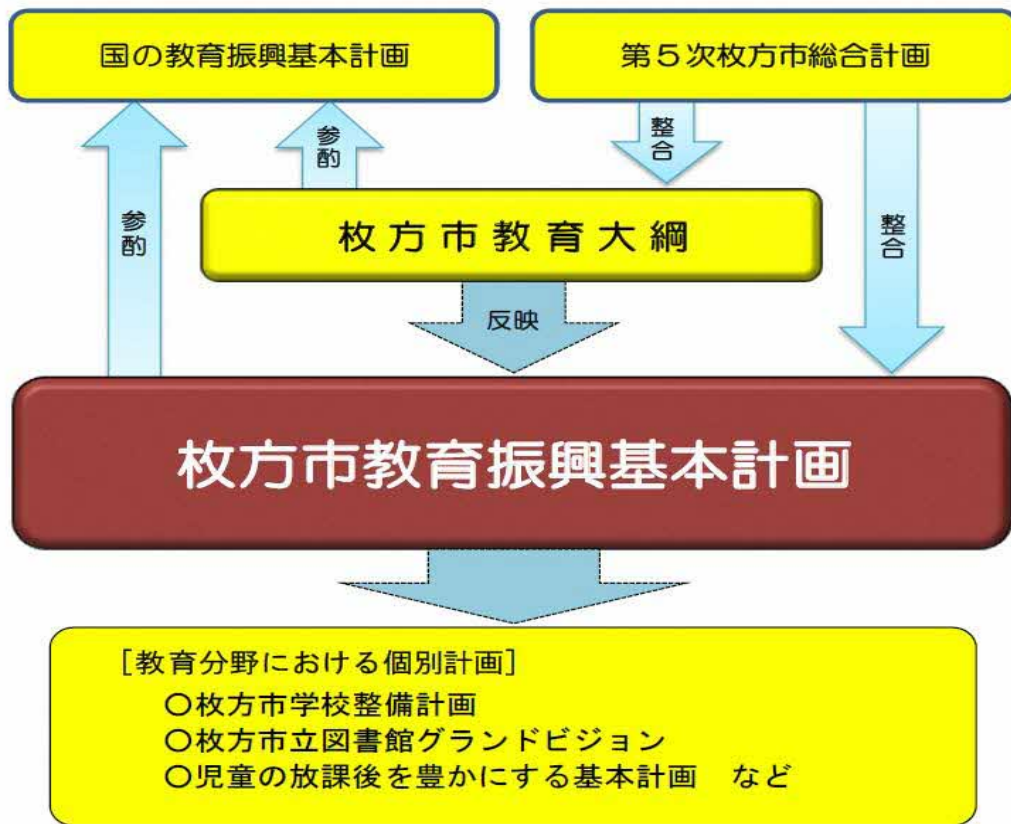
また、生涯学習と学校教育との連携により、生涯を通じて、学びの習慣を育み、様々な可能性に挑戦できる環境づくりをめざします。

枚方市教育振興基本計画（抜粋）

1. 計画の位置づけ

本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするものです。また、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画※（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

（計画の体系）



2. 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とします。

また、平成28年度からおおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

※1枚方市教育大綱（令和2年3月末改訂）を受け、令和2年9月計画見直し

3.教育方針

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる 10 の基本方策を設定します。

枚方市のめざすべき教育

- ①知(確かな学力)、徳(豊かな人間性)、体(健康・体力)の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。



教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく
～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策

基本方策1	確かな学力と自立を育む教育の充実
基本方策2	豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
基本方策3	教職員の資質と指導力の向上
基本方策4	「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
基本方策5	幼児教育の充実
基本方策6	社会に開かれた学校づくりの推進
基本方策7	学びのセーフティネットの構築
基本方策8	学びを支える教育環境の充実
基本方策9	生涯学習の推進と図書館の充実
基本方策10	文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

令和6年度「学校園の管理運営に関する指針」の構成及び活用にあたって

全体の構成やページレイアウトは以下のとおりです。

関連資料は別ページにまとめています。

また、項目によっては再掲となっている内容もあります。

○プロローグ

それぞれの基本方策でめざすことを端的に示しています。

基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力の育成に向けて、ICTを効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、カリキュラム・マネジメントの充実を図ります。

また9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。そのうえで、教育活動全体を通じて、児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、目標をもち、自らから考えながら、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、よりよい社会を創っていくことができるようキャリア教育を推進します。

○枚方市教育振興基本計画に沿った章立て

○重点項目

○指示事項

根拠を明示。遂行を求め、進捗の確認を行うもの。

○指示事項の補足説明

指示事項を達成するために留意すること。補足。

○取組み例

学校が指示事項に取り組むうえで、考えられる事例

○支援事項

学校の自律・自立につなげるための教育委員会等からの支援事項

○働き方改革関連マーク

働き方改革関連事項を示す。

基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実

1. 学校園運営体制について

学校園運営組織の確立

【指示事項】

- (1) 校園長は、学校園の基本的な教育方針を明確に定め、学校園経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、責任を明確にした校務処理体制を確立すること。
- (2) 企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。また、関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。
- (3) 校園長は、「教職員の評価・育成システム」を実施し、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、教職員の意欲・資質・能力の向上と学校園の活性化を図ること。

【指示事項の補足説明】

- ・校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任（園長は主任教諭）を効果的に機能させ、人材育成を図るよう留意すること。
- ・学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進めるよう留意すること。
- ・様々な分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等と教職員が協働し、「チーム学校」として、学校園ガバナンスの確立を図るよう留意すること。

【取組例】

- 日頃から交流会等対話の場を積極的に設け、教職員の心理的安全性の確保に努めるとともに、教職員が互いに学びあい育ちあい、同僚性を高めつつ、一体となって学校組織のマネジメントに参画する組織風土を醸成する。
- 校内の働き方改革推進チーム等で熟議の上、校園長が積極的に校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進し、機能的な学校運営を図る。

【支援事項】

- ・全教職員の参画意識を高め、組織として取組を推進することができるよう、市教育委員会等主催の研修に積極的に参加する。

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力の育成に向けて、ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、カリキュラム・マネジメントの充実を図ります。

また9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。そのうえで、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、目標をもち、自らから考えながら、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、よりよい社会を創っていくことができるようキャリア教育を推進します。

1. 学校園運営体制について

1. 学校園運営組織の確立



【指示事項】

- (1) 校園長は、学校園の基本的な教育方針を明確に定め、学校園経営方針等を教職員に周知し共有化するとともに、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、責任を明確にした校務処理体制を確立すること。¹
- (2) 企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。また、関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。²
- (3) 校園長は、「教職員の評価・育成システム」を実施し、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、教職員の意欲・資質・能力の向上と学校園の活性化を図ること。³

【指示事項の補足説明】

- ・校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任（園長は主任教諭）を効果的に機能させ、人材育成を図るよう留意すること。
- ・学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進めるよう留意すること。
- ・様々な分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等と教職員が協働し、「チーム学校」として、学校園ガバナンスの確立を図るよう留意すること。
- ・校長は、年度当初に学校の教育目標や経営方針等の説明を行い、その周知を行うとともに、教職員へのシステムの説明（評価結果が給与（昇給・勤勉手当）へ反映されることを含む）を行うよう留意すること。

【取組例】

- 日頃から交流会等対話の場を積極的に設け、教職員の心理的安全性の確保に努めるとともに、教職員が互いに学びあい育ちあい、同僚性を高めつつ、一体となって学校園組織のマネジメントに参画する組織風土を醸成する。
- 校園内の働き方改革推進チーム等で熟議の上、校園長が積極的に校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組を推進し、機能的な学校園運営を図る。
- 市内においても模範となり得る実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものを、市教育委員会が行う優秀教職員表彰において積極的に推薦し、人材育成につなげる。

1 「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（令和4年8月31日改正 文部科学省）

2 「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成12年1月21日 文部事務次官）

3 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「21.教職員の資質・能力の向上」p54

1-1. 地域・校種間連携の推進



【指示事項】

- (1) 学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者、小学校においては学校運営協議会から提言や評価を受けること。¹
- (2) 学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深めること。²
- (3) 校区の現状や課題に応じながら、小中一貫・学力向上推進コーディネーター、小中一貫・学力向上推進リーダーが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努めること。³
- (4) きめ細かな指導の充実と、小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進すること。⁴

【指示事項の補足説明】

- ・学校評価結果については、教育活動等を自立的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校園経営の推進に活かすこと。また、実施に当たっては、評価項目を見直したり、ICTを活用し効率化を図ったりするなど、その実効性を高めるよう留意すること。
- ・幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等、異なる校種間において、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう留意すること。

【取組例】

- 義務教育9年間を見通した学力向上の取組を学校経営の重点課題に位置づけ、教職員の合同研修や行事等での積極的な交流活動等を活性化し、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小*の円滑な接続を図る。
- 各学校園の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）について、学校運営協議会での議論、あるいはPTA協議会との情報共有を行い、社会に開かれた教育課程の実現を図る。

*幼保こ小…幼：幼稚園、保：保育所（園）、こ：認定こども園、小：小学校

¹ 学校教育法施行規則 第66条

² 学校教育法施行規則 第67条

³ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p39 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p40

⁴ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p74 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p72

2. 学習指導について

1. 主体的・対話的で深い学びの実現

【指示事項】

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。¹

【指示事項の補足説明】

- ・市教育委員会が定めるめざすゴール(めざす学びの姿)である【子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現～教師主体の一斉授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～】に向け、授業改善を行うこと。

【支援事項】

- ・全教職員の参画意識を高め、組織として取組を推進することができるよう、市教育委員会等主催の研修を実施する。

1-1. 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

【指示事項】

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。²
- (2) 各教科の授業において、児童・生徒が1人1台端末・ICTを文房具として活用するよう授業改善を図ること。³

【指示事項の補足説明】

- ・単元指導計画等をもとに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成することに留意すること。
- ・情報活用能力の育成に当たっては、『枚方版 ICT 教育モデル』を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、児童・生徒が1人1台端末やICTを活用して児童・生徒同士がやり取りする場面を設けるよう留意すること。
- ・児童・生徒がデジタル社会における善き社会の担い手となるよう、ICTを用いて地域・社会に参加するための資質・能力を育成するなど、デジタル・シティズンシップ教育を推進するよう留意すること。

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p76 中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p77

² 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月26日中央教育審議会)

³ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月26日中央教育審議会)

- ・ AI ドリル等を活用して、児童・生徒が自身の成長やつまずきなど、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう留意すること。
- ・ 家庭においても、児童・生徒が1人1台端末を日常的に活用し課題解決を行うなど、授業と家庭学習が一体となり充実するよう留意すること。
- ・ 生成 AI の活用を検討する場合には、「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえること。

【取組例】

- 1人1台端末やICTの効果的な活用を図るため、「GiGA スク!ひらかた」に掲載している「1人1台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」や大阪府教育委員会制作の「大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介 WEB サイト」「大阪府情報活用能力ステップアップシート」を参考にする。

1-2. 学習の基盤となる資質・能力の向上

【指示事項】

- (1) すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学校全体で育成すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・ 言語能力の育成に当たっては、国語科を要としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うとともに、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うよう留意すること。
- ・ 目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業を展開するよう留意すること。

【取組例】

- 言語能力を育成するため、学校図書館の有効活用に努め、読書活動を推進するとともに、府教育委員会が提供している学習教材(ことばのちから等)も積極的に活用する。

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p48 中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p49

1-2-1. 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導

【指示事項】

- (1) 児童・生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進すること。¹
- (2) 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するため、言語活動を充実させることにより、児童・生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにすること。²

【指示事項の補足説明】

- ・枚方市英語指導助手 (JTE、NET) や英語の専門性を有する地域人材等と児童・生徒とが交流して、伝え合う体験や、異なる国の文化を知る体験を充実させるよう留意すること。
- ・教員が授業における学習到達目標を設定したり、児童・生徒が自身の英語でできるようになったことをふりかえったりする際に、CAN-DO リスト等を効果的に活用するよう留意すること。
- ・適切な場面でパフォーマンステストを実施し、多様な評価材料から複合的に評価できるように留意すること。
- ・小学校においては、外国語科及び外国語活動に係る校内研修を実施する等、学級担任に継続的に指導力を向上させるよう留意すること。
- ・中学校においては、話や文章等の内容を正確に捉え、概要や要点を把握し、自分の考えを書いたり、伝えたりする活動の充実を図ること。
- ・中学校区で学習到達目標に基づいた一貫性のある指導や評価を行うとともに、学校間の交流や研修等を通して、小学校と中学校の英語教育の円滑な接続に留意すること。

【取組例】

- 児童・生徒が学んだことを生かし、英語を学習することの意義を実感できる機会を創出するために、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場を設定する。例えば、市が主催する枚方英語村など、オンラインを活用した外国との交流活動を積極的に利用する。

1-2-1-1. 外国語(英語)教育における効果的な学習ツールの活用

【指示事項】

- (1) 中学校において、英語科 CAN-DO リストの見直し及び改善を行い、教育計画に掲載すること。³
- (2) 生徒の4技能の到達度を定期的に測り、指導に生かすために、English 4skills のレベルチェックテスト「聞く」「読む」「話す」「書く」について第2・3学年全生徒を対象に、年間2回は実施すること。⁴

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示)外国語 p153 中学校学習指導要領(平成29年告示)外国語 p144

² 小学校学習指導要領(平成29年告示)外国語 p153 中学校学習指導要領(平成29年告示)外国語 p144

³ 小学校学習指導要領(平成29年告示)外国語 p153 中学校学習指導要領(平成29年告示)外国語 p144

⁴ 小学校学習指導要領(平成29年告示)外国語 p153 中学校学習指導要領(平成29年告示)外国語 p144

1-2-2. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

【指示事項】

(1) 豊かな人生の実現や、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図ること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図るよう努めること。小学校においては、「わたしたちのまち枚方」を積極的に活用するとともに、学校園において、枚方市歌に愛着を感じるよう、様々な場面で親しむ機会を設けるよう留意すること。
- ・環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育の推進に努めること。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」との関連を図るよう留意すること。

1-3-3. プログラミング学習の取組

【指示事項】

(1) 情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施すること。²

【指示事項の補足説明】

- ・プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修等を実施することで、情報教育の理解を深めるとともに、推進を図るよう留意すること。

【取組例】

○プログラミング的思考を育むにあたっては、「小学校プログラミング教育の手引き(第三版)」、「中学校技術・家庭科(技術分野)におけるプログラミング教育実践事例集」、「大阪府情報活用能力ステップアップシート」「枚方版ICT教育モデル」、プログラミング教育教材等を活用する。

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p46
中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p47

² 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p83
中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p51

1-3. カリキュラム・マネジメントの充実

【指示事項】

- (1) 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成すること。¹
- (2) 地域の実情や学校の実態等を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てること。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方針について、家庭や地域とも共有を図ること。²

【指示事項の補足説明】

- ・教育課程の実施においては、児童・生徒や各学校の実態に基づき、年間を見通した上で、行事の精選等をはじめ、今までの教育課程の改善を意識し、効果的な教育活動を行うよう留意すること。
- ・学校評価やアンケート等を活用し、学校の教育目標や教育課程等が児童・生徒、地域、学校の実態に応じたものになっているかを把握し、課題となる事項に対し、改善方針を立案し、実施することについて留意すること。

【取組例】

○カリキュラム・マネジメントの推進のために、「カリキュラム・マネジメントの手引き」（令和3年3月 大阪府教育庁）や独立行政法人教職員支援機構の動画教材「校内研修シリーズ」等を活用する。

1-3-1. スタートカリキュラム

【指示事項】

- (1) 小学校におけるスタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育の円滑なつながりを意識し、学習指導要領に基づいて各校で作成しているカリキュラムに応じて、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図ること。³
- (2) 各小学校で実施しているスタートカリキュラムを見直し、教育計画に掲載すること。⁴

1-3-2. 社会とつながる学習活動の推進

【指示事項】

- (1) 総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習活動においては、児童・生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導すること。⁵
- (2) 実生活・実社会のリアルな課題を探究的に解決する課題解決型学習（PBL:Project Based Learning）を充実させ、問題発見・解決能力等を育成すること。⁶

¹ 学校教育法施行規則 第4章 小学校 第2節 教育課程 第51条

² 小学校学習指導要領（平成29年告示）前文 中学校学習指導要領（平成29年告示）前文

³ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 生活編 p7

⁴ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 生活編 p57

⁵ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「15.社会とつながる学習活動の推進」p41

⁶ 枚方市長令和6年度市政運営方針

【指示事項の補足説明】

- ・総合的な学習の時間については、目標及び内容を他教科等の目標および内容との違いに留意しながら定めるとともに、学校の教育目標と関連づけた全体計画及び年間指導計画を作成し、ねらいを十分に踏まえ、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりするなど、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開するよう留意すること。
- ・児童・生徒が、生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、学習活動を工夫するよう留意すること。

【取組例】

- 枚方市における、出前授業など学校を応援している企業や市役所各課の学校支援の情報を一元的に公開している「学校応援団ポータルサイト」を活用する。
- 他者と協働して解決案を考えるなど、課題解決型の学習を充実させるために、社会や地域の課題の解決に向けてアイデアを考え、企業等からアドバイスをもらう「アイデアミーティング」や企業等による出前授業、また、企業等からの課題提示を活用する。
- 児童に学びが社会とつながる実感や、探究したことを実際の生活に役立てる意識をもたせるために、すくすくウォッチにおける教科横断型問題「わくわく問題」を活用する。
- 探究的な学習活動については、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開するため、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりする。

1-4. 学習評価

【指示事項】

- (1) 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導すること。¹
- (2) 指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行うこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・評価規準や評価方法について、事前に校内で検討するなどして明確にし、児童・生徒や保護者に対し、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果について丁寧に説明したりするなど、評価に関する情報をより積極的に提供し、児童・生徒や保護者の理解を図ることに留意すること。
- ・通知表は、指導要録との整合性を図りながら、児童・生徒の学習意欲を向上させるものにするよう留意するとともに、児童・生徒の学習状況について保護者に伝えるものとして説明責任を果たし、児童・生徒や保護者の理解を図ることに留意すること。

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p93 中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p91

² 学校教育法施行規則 第24条

1-5. 確かな学力を育成するための学校体制

【指示事項】

(1) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく校内研究(研究内容)を設定し、学校の組織的な取組を一層進めること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・ 児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組を組織的かつ計画的に進めるとともに、児童・生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」等を活用することに留意すること。
- ・ 小学校においては、週に1回放課後に、授業づくりに特化した学年会を、中学校においては、時間割内に、授業づくりに特化した教科会を設定・実施するなど、各教科等の特質に応じた指導方法の充実・改善を図ること。
- ・ 研究授業・研究協議会等について、各小中学校で年1回以上実施し、他校の教職員が参加できる体制を整えるなど、全市的な指導方法の工夫改善につながるような取り組みを進めること。
- ・ 「全国学力・学習状況調査」について、調査実施後速やかに児童・生徒に対して、正解の内容を提供し、課題のあった問題を授業で取り上げるなど、児童・生徒自身が振り返ることができるように留意すること。また、本調査結果の提供後、分析・検証の結果を踏まえ「学力向上プラン」等に適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むことに留意すること。

【取組例】

○授業改善の推進のため、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究などを行う。

2. 国旗・国歌

【指示事項】

- (1) 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。なお、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。²
- (2) 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に則した指導計画を作成し、適切に取り扱うこと。³

¹ 教育基本法 第2章 第9条

² 大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例 第4条(平成23年6月13日)

³ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編 p119

3. キャリア教育・進路指導について

1. キャリア教育の在り方

【指示事項】

- (1) 9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう指導・支援すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・キャリア教育はその定義を踏まえ、9年間を通してどのような力を育成するのか具体的に目標設定し、中学校区において共通理解を深めるよう留意すること。
- ・中学校区において作成したキャリア全体計画について、その検証・改善に努めるよう留意すること。
- ・キャリア教育については、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させるよう留意すること。
- ・校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有するよう留意すること。
- ・小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、児童・生徒・保護者に中学校に関する情報を提供するよう留意すること。

【支援事項】

- ・学校の状況や課題に応じ、主体性を育み、働くことの意義や目的を理解できるよう、職場体験の取組の実施や、府主催「わくわく・ときどき SDGsジュニアプロジェクト」を有効に活用する。

2. 進路指導校内体制の確立・進路指導の在り方

【指示事項】

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては教務主任等を、中学校においては進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立すること。²
- (2) 進路指導にあたっては、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示) 特別活動編 第3章 第2 学級活動の内容 p47

中学校学習指導要領(平成29年告示) 特別活動編 第3章 第2 学級活動の内容 p44

² 「生徒指導・進路指導の改善等について(通知)」(平成28年 文部科学省) 1. 学校の組織的な生徒指導・進路指導体制と情報管理

「進路指導のための資料～キャリア教育の充実に向けて～第57集」(大阪府教育庁)

5進路指導の基本的な考え方 p22～23

を推進すること。¹

(3) 調査書等進路指導に関する書類の作成に当たっては、組織的な体制の下、適切に行うこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・高等学校等の特色や公立高等学校入学者選抜制度の変更等について、生徒・保護者が十分理解し進路選択できるよう、資料・情報の収集と提供に留意すること。
- ・進路指導にあたっては、3年生のみならず1年生時から、進路ガイダンス機能を充実させるよう、キャリア教育の中で育まれてきた、一人一人の生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進路指導において進路先や定期テストの平均点等、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供するなど、生徒・保護者への適切にアドバイスするよう留意すること。
- ・生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進学や就職に関するガイダンス機能の充実を図るよう留意すること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点から、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者の減少に向けた取組を進めるよう留意すること。

【支援事項】

- ・調査書等進路指導に関する書類の作成の際は、府教育庁作成の「調査書記載内容チェックリスト」等を活用する。

2-1. 支援の必要な児童・生徒への進路指導

【指示事項】

- (1) 生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないよう、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導すること。³
- (2) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることを適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。⁴

【指示事項の補足説明】

- ・障害のある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導主事と支援学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応するよう留意すること。
- ・日本語指導を必要とする児童・生徒に対する、高等学校等への進路指導にあたっては、管理職、進路指導担当者等を中心に、中学校区において体制を整備し対応するよう留意すること。
- ・日本語指導を必要とする児童・生徒に対して「北河内多言語進路ガイダンス」への参加を積極的に勧めるよう

¹ 「生徒指導・進路指導の改善等について(通知)」(平成28年 文部科学省) 2. 進路指導の在り方

² 「進路指導のための資料～キャリア教育の充実に向けて～第57集」(大阪府教育庁)

5 進路指導の基本的な考え方 p22～23

進路指導のための資料～キャリア教育の充実に向けて～第57集」(大阪府教育庁)

8. 調査書等の書類作成に当たって p28～29

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「14. 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進」 p40

⁴ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「14. 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進」 p39・40

留意すること。

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。一人一人の個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会をつくることですべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にすることを養います。

また、健全な身体の育成に必要な生活習慣の確立をめざし、健康教育の充実を図ります。

4. 道徳教育について

1. 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

【指示事項】

- (1) 道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、児童・生徒の実態に即しながら指導を工夫すること。¹
- (2) 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に際しては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとなるようにすること。²

【取組例】

- 家庭・地域と連携し、地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進する。
- 「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえ、学校教育活動全体で「『大切なこころ』を見つめ直して～『こころの再生』府民運動～」(平成26年3月・平成27年3月大阪府教育委員会)の活用等や、あいさつ運動や地域との交流活動等を行い、子どもたち一人一人の豊かな心を育む取組を実践する。

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p162
中学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p154

² 小学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p167
中学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p156

5. 人権教育について

1. 人権教育の推進

【指示事項】

- (1) 人権尊重の精神に立った学校園づくりを進め、すべての幼児・児童・生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られること。¹
- (2) 本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を推進すること。²

【指示事項の補足説明】

- ・学校園におけるハラスメントの根絶を図ること。市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図るよう留意すること。
- ・人権侵害事象等が生じた際には、市教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応するよう留意すること。
- ・人権教育についての全体計画及び年間指導計画等の人権教育推進計画の作成・活用、見直しにあたっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組となるよう留意すること。
- ・人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、様々な人権課題の解決をめざした教育を総合的に推進するよう留意すること。
- ・人権教育を学校及び幼稚園教育の中に正しく位置付け、校園長を中心とした課題別の校内体制を整備して、組織的な指導をするよう留意すること。
- ・ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図るよう留意すること。
- ・セクシャル・ハラスメントについては、未然防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施し、積極的に実態を把握するよう留意すること。
- ・PTAの中に人権啓発委員会等を組織するよう働きかける等、家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進するよう留意すること。

【支援事項】

- ・人権感覚を身につけるための研修や、人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を組織的・計画的に進めるために、府教育委員会の「OSAKA 人権教育 ABC」等を提供する。
- ・幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、「人権教育教材集・資料CD」や「生命(いのち)の安全教育教材」、アニメ「めぐみ」等を提供する。
- ・暴力を伴わない人間関係の構築に向けた人権教育を推進するため、小中学校においては人権政策課の「DV予防教育プログラム」等を提供する。

¹ 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕2. (2) (平成 20 年 3 月文部科学省)

² 枚方市人権教育基本方針

1-1. 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

【指示事項】

(1) 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障害についての理解を深める教育を系統的に実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

・障害の有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人一人を尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進めること。

1-2. 子どもの見守り体制の確立

【指示事項】

(1) 児童虐待の防止にあたっては、幼児・児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、幼児・児童・生徒や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・虐待やヤングケアラーを発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや市のまるっとこどもセンターへ速やかに通告または相談し、市教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・関係機関への通告後も、児童虐待を受けた、または受けたとと思われる幼児・児童・生徒が安心して学校園生活を送れるよう、学校園として組織的に対応するよう留意すること。また、専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図るよう留意すること。
- ・要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている幼児・児童・生徒について、関係機関から見守りの記録等を求められた場合、書面にて提供するよう留意すること。
- ・不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告をするよう留意すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した幼児・児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、関係機関と日常的な連携を行うよう留意すること。
- ・児童虐待の未然防止と早期発見のために、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発をするよう留意すること。

1-3. ジェンダー平等教育の推進

【指示事項】

(1) 男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施すること。³

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」p22

² 児童虐待の防止等に関する法律 第5条

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」p22・23

【指示事項の補足説明】

- ・学校園においては、性的マイノリティとされる幼児・児童・生徒についての理解を深め、個の状況に応じ、幼児・児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、幼児・児童・生徒が正しく理解できる教育に努めるよう留意すること。
- ・すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、ジェンダー平等の観点から、学校園からの配付物や掲示物をはじめ、学校環境を日常的に点検するよう留意すること。

1-4. 在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努めること。¹
- (2) 日本語指導を必要とする児童・生徒については、当該児童・生徒の状況を踏まえ、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・より効果的な日本語指導を行うために、「特別の教育課程」による日本語指導を実施できるよう、必要に応じて「個別の指導計画」を作成する等、留意すること。

1-5. 同和教育の推進

【指示事項】

- (1) 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として同和教育の推進に努めること。³

1-6. 不適正な区域外(指定外)就学の防止・是正

【指示事項】

- (1) 不適正な区域外(指定外)就学の防止・是正に積極的に努めること。⁴

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」
p22

² 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)第2留意事項1

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」
p22

⁴ 学校教育法施行令第9条

1-7. 平和教育の推進

【指示事項】

(1) 平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童・生徒に主体的に考えさせるよう努めること。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進すること。¹

【支援事項】

- ・平和教育の推進のため、「平和教育基本方針」を踏まえるとともに、府が作成した事例集や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設の活用を推進する。
- ・体験的に平和教育の推進するため、3月1日の「枚方市平和の日」にちなんだ「平和フォーラム」「平和の燈火（あかり）」等平和を考える事業を実施する。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」
p23

6. 健康教育について

1. 体力づくりの取組の推進

【指示事項】

(1) 児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載すること。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進すること。¹

【指示事項の補足説明】

・策定した体力向上推進計画及び、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「ICT 活用による子どもの体力向上事業(小学3・4年生スポーツテスト)」等の結果を基に、PDCA サイクルに基づく体力づくりをより一層進めるよう留意すること。

【取組例】

○学校全体で体育活動の活性化をめざすとともに、児童・生徒の運動習慣の確立のために、大阪府教育庁が作成した小学校教員向け動画教材や「体育の授業がかわる!簡単プログラム」「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」等の資料、「元気アッププロジェクト事業」を積極的に活用する。

2. 体育活動における事故防止対策等

【指示事項】

- (1) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。²
- (2) 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、幼児・児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。また、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。³
- (3) 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。⁴
- (4) 幼児・児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底すること。⁵
- (5) 「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じて行うとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。⁶

¹ 「子どもの体力向上のための総合的な方策について(答申)」(平成14年9月30日 中央教育審議会)

² 「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」(平成24年7月 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議)

³ 学校保健安全法施行規則 第28条

⁴ 学校保健安全法施行規則 第29条

⁵ 小学校学習指導要領(平成29年告示)保健体育 p139、中学校学習指導要領(平成29年告示)保健体育 p85

⁶ 中学校学習指導要領(平成29年告示)保健体育 p123

3. がん教育

【指示事項】

(1)がん教育については、各中学校において令和2年度から令和7年度までの間で、1回以上外部講師を活用しがん教育を実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

・日本人の死亡原因として最も多いがんを取り上げ、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育を推進し、児童・生徒の理解を深めること。

4. 食育

【指示事項】

(1) 幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、指導の内容、方法、指標等を決定し、食に関する指導の全体計画を作成し、推進すること。また、全体計画を教育計画に掲載すること。²

(2) 学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。³

【取組例】

○中学校においては、「枚方市中学校給食献立表」のコラムを通して、旬の食材や行事食について知ることで食に対する知識や理解を深めることにつなげる。

○枚方市学校給食コンテストを授業計画に位置付けるなど、児童・生徒の食に対する関心を高める取組を行う。

5. 食物アレルギー疾患の対応

【指示事項】

(1) 学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整えること。⁴

(2) 大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和5年度改訂版)」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」に基づき、校長を責任者として関係者で組織するアレルギー対応委員会等を設置すること。⁵

(3) 各校の状況について十分検討したうえで、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じた対応マニュアルを策定すること。⁶

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p34

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33
食育基本法p7第18条2

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33

⁴ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33

⁵ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33

⁶ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33

(4) 食物アレルギーの既往症の無い幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう留意し、毎年校内研修等を実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・学校にて、アレルギー疾患があり特別な対応が必要な児童・生徒については、年 1 回保護者から学校へ学校生活管理指導表を提出してもらい、それに基づいて面談を行った上で対応をするよう留意すること。
- ・事前に「学校生活管理指導表」等を活用し、保護者・学校・主治医が連携の上、緊急対応等の確認を行うよう留意すること。アレルギー症状が疑われる場合は、教職員が躊躇せずエピペンを使用し、救急搬送を行うこと。また、学校において事前に枚方寝屋川消防組合と情報共有を希望される児童・生徒については、「エピペン情報連絡票」を学校へ提出してもらい、学校支援課まで写しを 1 部、提出するよう留意すること。
- ・「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」を有効に活用し、アレルギー対応委員会等にて、安心して学校生活を送れるよう、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じた食物アレルギー対応マニュアルを策定するよう留意すること。マニュアルは、すべての教職員が内容を把握し、日頃から学校全体で事故防止に努めるよう留意すること。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33

7. 特別活動・その他教育活動について

1. 特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成

【指示事項】

(1) 特別活動においては、学校の実態や児童・生徒の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成すること。¹

【指示事項の補足説明】

・入学当初の学校生活への適応や進路選択等の指導にあたっては、適切な情報提供や説明等ガイダンス機能の充実を図り、小学校段階からキャリア教育の充実を図るよう留意すること。

1-1. 学級や学校の文化を創造する特別活動

【指示事項】

- (1) 学級活動等の指導においては、児童・生徒がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導すること。²
- (2) 児童会活動・生徒会活動においては、児童・生徒が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図ること。³
- (3) 儀式的行事（学校行事）においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。また、入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。⁴
- (4) 学校園で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、獣医師との連携を図り、適切に管理すること。また、家畜伝染病予防法を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年1回の定期報告を適切に実施すること。⁵

【指示事項の補足説明】

・学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感、連帯感を深め、学校生活の充実と発展に資するために、文化や芸術に親しんだりするような活動やボランティア活動、自然体験活動等、体験的な活動を行うよう留意すること。

【取組例】

○学校で動物を飼育する場合は、日本初等理科教育研究会発行「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を活用したり、獣医師と連携したりする等することが考えられる。

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）特別活動 p184

² 小学校学習指導要領（平成29年告示）特別活動 p181

³ 小学校学習指導要領解説 特別活動編（平成29年7月）p84

⁴ 小学校学習指導要領解説 特別活動編（平成29年7月）p120、121

⁵ 小学校学習指導要領解説 生活編（平成29年7月）p46
飼養衛生管理基準（農林水産省）

2. 中学校部活動

【指示事項】

(1) 中学校における部活動においては、「枚方市中学校部活動方針」に則り、適切な練習時間、休養日・休養期間を設定するとともに、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。¹

【指示事項の補足説明】

・ 練習時間を長くとも平日2時間程度、週休日・長期休業中は3時間程度とし、週2日（平日1日・休日1日）の休養日を設定すること。また、長期休業中は連続5日以上のもった休養期間を設けること。

【取組例】

○部活動の指導にあたっては、部活動指導協力者を活用することが考えられる。

¹ 枚方市中学校部活動方針（平成31年2月）

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

服務規律の確立を図り、保護者、市民の教育に対する信頼を高めると同時に、教職員の働き方を見直し、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務することで教育の質の維持・向上を図ります。

また、学習指導要領の趣旨をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修を通して、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員の育成をめざします。

8. 教職員の服務について

1. 服務規律の徹底（職務上の義務）

【指示事項】

(1) 服務の宣誓¹

服務の宣誓内容を日頃から教職員に強く意識させ、日本国憲法、地方自治及び教育関連の法規法令の下、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するよう指導すること。

(2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務²

教職員への命令（出張・時間外勤務等）については、法規法令に従い、その意義等を教職員に十分に認識させ、適正な執行を行うこと。各種承認申請（勤務場所を離れて行う研修等）についても同様に、校長による承認手続きを行うとともに、適正に処理すること。

教職員の自家用自動車等による通勤は、認定条件を満たした場合に限ること。また、自動車通勤者の校内駐車については、原則禁止を徹底すること。

(3) 職務専念の義務³

条例・規則で定められた勤務時間を教職員に遵守させ、その職責遂行に努めさせること。その際、校長は勤務（内容・時間等）の適正な把握・管理を行うこと。

(4) その他⁴

万一、服務上の問題が発生した場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教職員課に報告すること。教職員の不祥事防止の徹底を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」等を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施すること。

【指示事項の補足説明】

- ・教職員が、勤務内外を問わず教育公務員として相応しい言動・服装等を常に意識する等、職場内の倫理観を確立するよう、留意すること。
- ・教育公務員として公教育を推進する立場にあることを教職員に自覚させ、教職員が常に自己研鑽に励む職場となるよう、留意すること。
- ・ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であること、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して懲戒処分対象に付されることがあること等をすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めるよう、留意すること。また、防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図ること。

1 地方公務員法 第31条

2 地方公務員法 第32条

3 地方公務員法 第35条

4 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「23.不祥事の防止」p57

【取組例】

- 教職員の不適切な言動が疑われる場合等には、即座に組織的な未然防止、早期対応へとつながるよう、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、心理的安全性が高く、管理職への報告が適切に行われるような組織体制の構築を図る。
- 服務に関する校内研修において、研修を教職員に担わせる等、教職員の当事者意識が高まる工夫を図る。
- ハラスメントの校内相談窓口を教職員に周知し、相談員には管理職以外の教職員を入れ、年齢や性別に偏りがないようにするとともに、聴き取りをする際には相談者と同性の教職員が同席する等、相談者が相談しやすい環境をつくる。

2. 服務規律の徹底（身分上の義務等）

【指示事項】

(1) 信用失墜行為の禁止¹

幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組むこと。

飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを教職員に周知し、教育に携わる公務員としての自覚のもと、絶対に行わないよう指導を徹底すること。

教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導すること。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導すること。

公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けないよう教職員に指導すること。

(2) 秘密を守る義務²

職務上知り得た情報等に対する守秘義務を教職員に遵守させること。また、個人情報漏洩には、生命・身体を脅かす危険性もあることを教職員に認識させた上で、情報技術革新を背景に改正された個人情報保護法や本市の情報公開条例の趣旨に基づいた教育情報の管理・保管・引き継ぎ等の校内体制確立に努めるとともに、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいた管理を行うこと。

(3) 政治的行為の制限³

教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導すること。

(4) 争議行為等の禁止⁴

教職員が全体の奉仕者という身分をよく理解し、争議行為等を行わないよう指導すること。

(5) 営利企業への従事等の制限⁵

兼職・兼業について、教職員に地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させること。

¹ 地方公務員法 第33条

² 地方公務員法 第34条

³ 地方公務員法 第36条

⁴ 地方公務員法 第37条

⁵ 地方公務員法 第38条

【指示事項の補足説明】

- ・教職員が児童・生徒と、電話、メール及びSNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことのないよう指導すること。
- ・SNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、教職員がその特性や危険性を理解し、教育公務員としての信頼を損なうことがないよう、教職員が責任と自覚を持って行動する職場となるよう、留意すること。

【取組例】

- 痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等の不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。
- 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動等（わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）の不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。
- サービスに関する校内研修において、教職員課提供の処分事例等を活用して自分事として考えさせる等、教職員の危機意識が高まる工夫を図る。
- 情報通信機器による処理を行うに当たっては、校内で取扱規定を作成し、万全のセキュリティ対策を講じる。

9. 学校園における働き方改革について

1. 業務改善と意識改革の推進



【指示事項】

- (1) 学校園の経営方針等において、国通知や様々な取組事例等を参考にし、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校園運営を行うこと。¹
- (2) 校長は各学校園の実情を踏まえ、その権限と責任において、できることを直ちに行うという考えのもと、業務の在り方の見直しを進めること。²
- (3) 学校運営協議会等で各校における働き方改革の取組について議論する等、保護者、地域と共に考え、連携協働を進めること。³
- (4) 教員の学校部活動の指導等について、教員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。⁴

【指示事項の補足説明】

- ・教員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと教壇に立つことは、学校教育の水準の維持・向上に資するため、全ての教職員に勤務時間を意識した働き方が浸透するよう、教職員一人一人の意識改革を図ること。
- ・部活動においては、教職員の勤務時間に合わせた練習時間の設定、週ごとの休養日の設定、長期休業中に連続した休養期間の設定等、生徒が家族と過ごしたり、家庭学習をしたり、地域の活動等に参加したりする機会を保障するよう、「枚方市中学校部活動方針」に基づいた適切な部活動運営を行うよう指導すること。

【支援事項】

- ・「笑顔の学校プロジェクト」を全市規模で取り組み、教員業務支援員の配置、ミニ研修会や交流会等、効果的な取組につながる情報提供及び学校の好事例を横展開するしくみ等により、学校の主体的な働き方改革の取組をサポートする。

【取組例】

- 管理職は、教職員間で働き方改革について話し合う場を校務分掌に位置づける等し、学校園内の業務の在り方の適正化を図る。

1 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

2 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

3 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

4 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「20.働き方改革」p51

○各校における働き方改革の取組について、ブログ等で情報発信する等し、保護者、地域の理解を得て共に進める。

2. 労働安全衛生体制の充実



【指示事項】

- (1) 各学校園の特色や状況を踏まえた上で、長時間勤務の縮減に向けた取組を進めること。¹
- (2) 出退勤システムを活用し、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に則り、時間外在校等時間が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導すること。²
- (3) 校園長は、学校園現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保に努めること。教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には法令その他の規則等に基づき適切に行うことや、休憩時間を取得しやすい環境づくりを行うとともに、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与える等、安全配慮義務を果たすこと。³
- (4) ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について教職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めること。また、ストレスチェックの集団分析結果を活用し、各学校園のよりよい職場環境づくりに努めること。⁴
- (5) 笑顔の教職員・学校園づくりのため、枚方市教職員メンタルヘルス相談窓口の周知や、校内における相談体制の明確化等、専門家との連携やラインケアの充実に努めること。⁵

【取組例】

○教職員の健康の保持と労働安全衛生における意識を高めるため、校務分掌に衛生委員会の役割を果たす場を位置づける等、快適な職場環境形成を図る。

- 1 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)」(令和5年9月8日文科科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長)
- 2 枚方市立学校園で働く教職員の長時間勤務者への医師による面接指導実施要領(令和2年4月枚方市教育委員会)
- 3 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「20.働き方改革」p51
- 4 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)」(令和5年9月8日文科科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長)
- 5 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)」(令和5年9月8日文科科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長)

10 教職員研修について

1. 教職員の育成

【指示事項】

- (1) 教職員経験1年目～3年目(教諭・講師等)の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任者等経験年数の少ない教職員(初任期教職員)の校内OJT推進組織のマネジメントを行うこと。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図ること。¹
- (2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組織的・計画的に実施すること。²
- (3) 10年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施すること。³
- (4) 指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導力向上を図るため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させること。⁴
- (5) すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努めること。また、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。⁵

【指示事項の補足説明】

- ・初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めるよう留意すること。
- ・校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図るよう留意すること。
- ・教職員の育成にあたっては、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めるよう留意すること。また、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJT等を活用するよう留意すること。
- ・教職経験年数の少ない教員(教職経験2～5年目の初任期教員)も含め、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用するよう

¹ 教育公務員特例法 第23条

² 教育公務員特例法 第23条

³ 教育公務員特例法 第24条

⁴ 教育公務員特例法 第25条

⁵ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」p21 「21. 教職員の資質・能力の向上」p53

留意すること。

- ・教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」となれるような専門的な知識と指導技術を身に付けることができるよう留意すること。また、中堅教諭等資質向上研修で実施する「校内モデル授業」等を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少ない教員の相互育成を図るよう留意すること。
- ・市教育委員会が示す「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて幼稚園教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成に留意すること。

【支援事項】

- ・教育研修課が指定するテーマについて、一緒に研究したい教職員を募集し研究する「授業をカエル LABO」を設ける。研究した内容は「Google Chat」での発信等をとおして、公開予定。
- ・計画的に教員の授業力育成・キャリアパスの可視化ができるよう、「授業の達人」へのロードマップを明示する。

【取組例】

- 教職員の人権意識を高める際には、教職経験年数の少ない教職員が教職経験の多い教職員等と連携するなど、人権教育の成果を継承できるよう工夫する。

2. 授業改善

【指示事項】

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。¹

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」を参考に組織的・計画的な授業改善に留意すること。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援や専門研修等の内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実に留意すること。
- ・学習指導にあたっては、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びに向かう力・人間性等の涵養をはかる主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実のため、ICTを効果的に活用するなど、個に応じた指導の充実や指導体制の工夫及び、学習規律の確立について、学校全体で研究・研修の充実に努めるよう留意すること。
- ・学習指導要領の趣旨や内容等の十分な理解を図る研究・研修を実施し、その内容を校内での教科会や学年会等で周知・共有するとともに、教材研究や授業づくりに活用し、「主体的・対話的で深い学び」

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p76
中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p77

の実現に向けた授業改善の取組を、管理職の指導のもと、各主任が中心となり、組織的に進めるよう留意すること。

【支援事項】

- ・授業改善のための校内授業研究・研修及び公開授業・公開保育・研究協議会等を行う際は、学校園支援プログラムとして、指導主事、教育推進プランナー等を講師として派遣する。
- ・希望した学校に、その学校が研究したいテーマに合わせ指導主事を派遣し、学校の研究を支援する、研究指定校制度（サポートプログラム）を設ける。

【取組例】

- 校園内研究・研修を実施する際は、授業改善等の指導のため、指導教諭及び授業の達人・授業マイスター等を活用することが考えられる。

3. 校園内研究・校園内研修

- (1) 小・中学校の校内研究・校内研修は、各学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・校園内研究・研修を実施する際は、先進校や研究指定校園の研究成果を生かし、指導力の向上を目的とするよう留意すること。

4. 研修の受講

【指示事項】

- (1) 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努めること。²
- (2) 「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けることができるよう、校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励に努めること。³

【指示事項の補足説明】

- ・教職員が市教育委員会及び府教育庁実施の研修を受講する際は、教職員の研修受講状況を把握するとともに、研修の実施要項を確認させ、指示事項の補足説明や事前課題等に留意し、受講するよう留意すること。
- ・校外での研修を受講した教職員に、その内容を校園内研修等において実践・伝達させるなど、日常的なOJTを推進して、学校園全体の教育活動に還元するよう努めること。

【取組例】

- 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修だけでなく、OKUTEPの積極的かつ有効的な活用が考えられる。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「21.教職員の資質・能力の向上」p53

² 教育公務員特例法 第22条の4

³ 教育公務員特例法 第22条の6

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒が将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、「ともに学びともに育つ」教育の充実に努め、その可能性を十分に引き出す効果的な指導・支援を行います。

また、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要なすべての幼児・児童・生徒について全教職員の共通理解のもと、学校園全体で支援教育の充実に取り組みます。

11. 支援教育について

1. 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

【指示事項】

- (1) 障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童・生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めること。¹
- (2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図ること。²

【指示事項の補足説明】

- ・発達障害を含む障害のあるすべての幼児・児童・生徒1人1人の教育的ニーズに応じた支援の充実に努めるとともに、児童・生徒一人一人の「適切な学びの場へ見直し・変更」を図り、自立に向けた効果的な指導・支援を行うよう留意すること。
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の実現をめざし、「基礎的環境整備の徹底」「合理的配慮等を含む適切な配慮の提供」、幼児・児童・生徒の特性に応じた指導・支援を行うよう留意すること。
- ・地域における共生社会の実現をめざし、校園内組織体制を整備して、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進するよう留意すること。
- ・「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育を推進するよう留意すること。
- ・障害のある児童・生徒1人1人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級指導教室、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実に努めるとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、障害のある児童・生徒の学びが充実するよう留意すること。

【取組例】

- すべての教職員が支援教育に関する理解を深め、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう障害のある児童・生徒の学びの充実のため、支援教育ポータルサイト「サポート・コンパス」を活用する。
- すべての児童・生徒「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実させるよう、計画作成や日々の指導までを一体でサポートし、支援教育の質的向上をトータルでサポートできる「LITALICO 教育ソフト」の計画作成ツール、教材、研修動画を積極的に活用する。
- 合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組むため、タブレット等のICT機器を有効活用する。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

² 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第1章 第5条

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p18

1-1. 校内体制の充実

【指示事項】

(1) 障害のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・教室の中にある多様性を前提に、すべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援となる基礎的環境整備の徹底を図るよう留意すること。
- ・合理的配慮の検討・決定にあたっては、幼児・児童・生徒の発達段階等を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校園と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図るよう留意すること。
- ・支援教育に対する専門性を高め、障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図るとともに、「手話でつむぐ住みよい街・枚方市手話言語条例」を踏まえ、手話への理解及びろう者への理解の促進に努めるよう留意すること。
- ・支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を積極的に活用して、校内支援体制の充実に努めるよう留意すること。

【取組例】

- 教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、支援教育の視点を踏まえた幼児・児童・生徒への理解を、すべての教職員に浸透するよう取組を進めるため、教職員研修等を活用する。
- 児童・生徒への丁寧なアセスメントを行い、より実態に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に努めるため、教育支援ソフト等を活用する。
- 全ての教職員が支援教育に関する理解を深め、個別最適な学びの充実に努めるため、研修動画や教材例を用いる。
- 障害のある児童・生徒への理解を深め、全校的な支援体制を確立するため、障害のある幼児・児童・生徒に必要な支援は、すべての幼児・児童・生徒にとっても効果的な支援となる視点から、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組む。

¹市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17.18

1-2. 交流及び共同学習の充実

【指示事項】

(1) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実、相互理解のさらなる推進に努めること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・交流及び共同学習の実施に当たっては、必要となる合理的配慮の検討、提供とあわせ、教育課程上の位置づけや児童・生徒の指導目標の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築等に留意すること。
- ・支援学校との交流及び共同学習について、より一層の充実を図るよう留意すること。

1-3. 障害のある児童・生徒の教育課程の充実

【指示事項】

- (1) 支援学級において実施する特別の教育課程には、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を編成すること。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該児童・生徒の障害の状況に応じて適切な教育課程の編成に努めること。²
- (2) 支援学級における指導の内容及び指導時数については、当該児童・生徒の障害の状況に応じて一人一人の教育的ニーズに的確に応えるものとし、学校園と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図ること。³

【指示事項の補足説明】

- ・障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、計画に基づいて実施するよう留意すること。

1-4. 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

【指示事項】

- (1) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童・生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させること。⁴

【指示事項の補足説明】

- ・通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努めるよう留意すること。
- ・個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記するなど、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進するよう留意すること。また、効果的な活用のために、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図るよう留意すること。
- ・個別の指導計画を作成・活用する際、個別の教育支援計画との関連を図り、幼児・児童・生徒一人一人の障害の

¹市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

²市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

³市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

⁴市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p19

状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細かな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図るよう留意すること。

- ・幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に行われるよう留意すること。

1-5. 通級指導教室の充実

【指示事項】

- (1) 通級による指導については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当教員と通常の学級担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図ること。¹

1-6. 保護者や関係機関との連携

【指示事項】

- (1) 適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・障害のある幼児・児童・生徒の理解や適切な指導の推進のため、支援学校や関係機関との連携を図るよう留意すること。
- ・障害のある幼児・児童・生徒の進路について十分に情報提供し、進路を確保するよう留意すること。特に、障害のある生徒の進路については、高等学校や支援学校に加え、「高等学校における通級指導教室」「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、適切な説明や情報提供を行うよう留意すること。

1-7. 医療的ケア

【指示事項】

- (1) 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒及び基礎疾患がある幼児・児童・生徒等、重症化リスクの高い幼児・児童・生徒に対しては、主治医、学校園医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校園生活を送れるように適切な対応に努めること。³

【指示事項の補足説明】

- ・医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒への理解、緊急時の対応等について、研修等により理解を深めること。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17・18

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p18

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p19

基本方策5 幼児教育の充実

幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、自立心や協同性、道徳性などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実現するため、幼児一人一人の望ましい発達を育む創意工夫を生かした教育課程を編成し、より一層の幼児教育の充実をめざします。

また、私立幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との一層の円滑な接続を図ります。

12. 幼稚園教育について

1. 就学前教育の推進

【指示事項】

- (1) 幼稚園教育要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、その趣旨を踏まえ、創意工夫を生かした教育課程を編成すること。¹
- (2) 園内研修を計画的に実施し、教職員自らの資質向上や指導方法の工夫・改善を図るとともに、幼児教育の一層の充実を図ること。²
- (3) 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小連携担当者を中心に教員が連携し、合同研修会や授業参観等を実施するなどし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど相互理解を深め、架け橋期のカリキュラム表作成に向け、小学校教育との円滑な接続を図ること。³
- (4) 私立幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との一層の円滑な接続を図ること。⁴
- (5) 支援が必要な幼児や保護者に対して専門機関と連携しながら支援教育の充実を図ること。⁵

【指示事項の補足説明】

- ・幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うよう留意すること。
- ・幼保こ小連携において、地域でめざす子ども像や育まれる資質・能力の共通理解等、異なる施設類型や校種間で教職員同士の交流活動の充実や連携体制の構築をさらに推進するよう留意すること。
- ・家庭や地域社会と十分に連携を図りながら、親と子の育ちの場としての園開放や幼児教育教室、また子育て相談等の取組を推進し、取組内容を広く発信していくよう留意すること。
- ・教育や保育についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう留意すること。

【取組例】

- 障害のある幼児について、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るため、適切な合理的配慮を提供することに加え、巡回相談等を有効活用する。

¹ 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」(文部科学省)

² 幼稚園教育要領(平成29年告示)解説 p43

³ 幼稚園教育要領(平成29年告示)解説 p69

幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業委託要項(令和4年2月および令和5年2月文部科学省)

⁴ 小学校学習指導要領(平成29年告示)総則 p26

⁵ 小学校学習指導要領(平成29年告示)総則 p24

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

幼児・児童・生徒が未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成することをめざし、幼児・児童・生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。

また、幼児・児童・生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティ・スクール等、学校園運営に地域住民や保護者が参画する体制のさらなる充実を図ります。

13. 学校園・家庭・地域の連携について

1. 社会に開かれた教育課程

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組むこと。¹
- (2) 各学校園の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）や学校園の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校園ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校園の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図ること。²

【指示事項の補足説明】

- ・ 地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組み、特色ある教育、特色ある学校園づくりを推進するよう留意すること。

【取組例】

- 保護者や地域の人が学校園における教育活動や様々な活動に参加してくれる環境づくりにつなげるために、学校支援ボランティアの仕組みを利用して、学校園独自の地域人材バンクの整備を行う。
- 地域の課題に取り組んでいる NPO 法人や企業等と連携し、体験を通じての学びにつなげるために、HIRAKATA EduAction～学校応援団ポータルサイト～及び¹「枚方市外部人材登録者集」の活用を図る。

1-1. 地域とともにある学校づくり

【指示事項】

- (1) 保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会委員や学校評議員等に適切かつ多様な委員の人選や当事者意識を高める工夫を行い、学校運営協議会等既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進すること。³
- (2) 保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるようにすること。⁴

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）前文 p15 中学校学習指導要領（平成29年告示）前文 p17

² 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）

³ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）

⁴ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）

【指示事項の補足説明】

- ・保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった幼児・児童・生徒の安全確保の取組を推進するよう留意すること。
- ・「地域とともにある学校」の観点から、教育活動を地域・保護者に広く公開するため、例えば土曜参観を実施する等、適切な参観日を設定、実施すること。（土曜参観の実施については、学校裁量とする）
- ・児童・生徒が地域行事に主体的に参加する仕組みを構築するよう留意すること。
- ・コミュニティ・スクール担当教職員が、学校運営協議会委員と教職員をつなぎ、地域と学校が協働した活動を推進するよう留意すること。
- ・中学校区単位の教育コミュニティづくりの推進組織である地域教育協議会（すこやかネット）には学校園が連携、協力するよう留意すること。
- ・PTAや地域諸団体の活動における、ペーパーレスな情報発信など、学校園が連携、推進するよう留意すること。
- ・各中学校区において、義務教育9年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配付及び活用の啓発や「家庭への7つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信するよう留意すること。

【取組例】

- 小学校における学校運営協議会委員や幼稚園、中学校における学校評議員等、地域とともにある組織の活性化につなげるために、委員の意見を学校運営に反映させるにあたって、委員による教育活動・授業の参観や、教職員等との対話・意見交換の機会を設ける。
- 各家庭をはじめPTAや地域諸団体と連携を深める学校園体制づくりにつなげるために、教職員が、積極的にPTAや地域の諸活動に協力し、交流する。
- 学校園と保護者との連絡体制の充実につなげるために、ミルメールの効果的な利用や ICT 等を活用した双方向の連絡手段を活用する。
- 地域行事に主体的に参加する仕組みづくりにつなげるために、中学校においては、部活動休養日等を計画的に活用する。

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

幼児・児童・生徒が安全で安心して学べる体制の構築に努めます。安全な学校園環境を保持するため、定期的な安全点検及び危機管理マニュアルの見直し等を行い、危機管理体制の確立を図ります。いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

また、不登校やひきこもり、児童虐待、幼児・児童・生徒の貧困等、支援を必要とする幼児・児童・生徒にかかわる様々な事象に対して、未然防止や早期対応ができるよう、情報の共有化を適切に進めるとともに、関係部署、関係機関、地域とともに総合的な取組を進めていきます。

14. 安全について

1. 学校園の安全確保に向けた組織体制の構築

【指示事項】

- (1) 安全な学校園環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努めること。¹
- (2) 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施するなど、常にその改善に努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・学校安全活動について、学校安全の推進体制の整備の充実に努めるよう留意すること。
- ・学校安全計画については、必要に応じて見直し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点を踏まえた具体的な実施計画とするよう留意すること。
- ・学校安全活動については、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にするよう留意すること。
- ・送迎バスにおける置き去り事象が生起していることを踏まえ、校外学習等でバス等を利用する際にも、安全管理の徹底に十分留意すること。

1-1. 危機管理体制の確立

【指示事項】

- (1) 実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検・見直しを行い、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立すること。³

【指示事項の補足説明】

- ・事件や事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに報告するよう留意すること。
- ・不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用するよう留意すること。
- ・学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携するよう留意すること。
- ・ハザードマップや近隣の避難場所などの情報を収集して、万一の場合の幼児・児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するよう留意すること。
- ・「避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化」対象の学校園においては、避難確保計画を作成し、防災情

¹ 学校保健安全法第28条
学校保健安全法施行規則 第28条及び第29条

² 学校保健安全法 第27条
市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p66,67

³ 学校保健安全法 第29条

報の共有等の避難訓練を実施するなど、洪水や土砂災害時における安全確保に留意すること。

【支援事項】

- ・危機管理マニュアルの点検・見直しのため、文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』等を提供する。

1-2. 安全教育の推進

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図ること。¹
- (2) 各学校園の実情に応じた防犯教育及び防災教育の充実に努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成に努めること。
- ・関係機関や地域と連携した実践的な訓練及び活動となるよう留意すること。

【取組例】

- 交通安全教育の取組を効果的に推進するため、幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもなることのないよう、交通安全教室や自転車交通安全教室等を活用する。
- 文部科学省「学校安全ポータルサイト」等を有効活用する。
- 小学校においては、「PUSH～いのちの授業」を実施する。
- 効果的な取組とするため、9月の大阪府による「大阪880万人訓練」に合わせた防災教育を実施する。
- 幼児・児童・生徒が適切な行動がとれる指導とするため、文部科学省「Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動(例)」を活用する。
- 体験的な取組とするため、警察署による「誘拐防止教室」を実施する。
- 校区安全マップや児童一人一人の安全マップの作製等を実施する。
- 大阪北部地震を教訓に、6月18日を中心に、講話やディスカッションを行う。
- 6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月8日「学校の安全確保・安全管理の日」、7月1日「国民安全の日」等に合わせ安全教育の取組をする。
- 警察署と連携した、児童・生徒参加型の防犯訓練を実施する。
- 地域と連携した実践的な訓練及び活動として、「防災キャンプ」事業に参加する。

¹ 第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月25日 文部科学省)

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p67

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p67

1-3. 登下校の安全確保及び交通安全の推進

【指示事項】

(1) 保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の、一層の安全確保に努めること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・保護者に対し、家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行うよう留意すること。
- ・登下校時の安全確保については、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、保護者や地域、警察、枚方市の関係部局等と連携し、きめ細やかな対応を行うよう留意すること。
- ・小学校においては、通学路の点検を行うなど、集団登校時の安全指導に取り組むよう留意すること。
- ・保護者に対し、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられていることを周知するとともに、PTA 等と連携するなど、すべての幼児・児童・生徒の保険加入を促進するよう留意すること。

¹ 学校保健安全法 第3条 及び 第30条

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p66

15. 生徒指導について

1. 校内生徒指導体制の確立

【指示事項】

- (1) 日ごろから子どもの状況を把握し、ささいな変化を組織として見逃さない体制をつくること。¹
- (2) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては生徒指導主担者が全校指導体制を構築する中心的役割を担うこと。中学校においては生徒指導主事が中心となり、問題等への組織的対応の要の役割を果たすこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・生徒指導主担者においては、生徒指導業務を円滑に行えるよう、配置及び授業時間数等に配慮するよう留意する。
- ・生徒指導主事においては、学校の生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理に努め、管理職や関係諸機関との連絡調整を図るよう留意すること。

【支援事項】

- ・校内生徒指導体制の強化を図るため、気持ちの視覚化においては、「ぼーち」を円滑に活用できる環境を整える。

【取組例】

- 1人1台端末を活用し、気持ちの視覚化等を通じ、日ごろからすべての児童・生徒に対しスクリーニングを実施することが考えられる。

1-1. 組織的な取組の推進

【指示事項】

- (1) 児童・生徒の自己指導能力を育成するため、すべての児童・生徒への発達支持的生徒指導を推進すること。³

【指示事項の補足説明】

- ・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、適切に記録し、組織的な対応を行うとともに、市教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家と積極的に連携し、子どものアセスメントを深めるよう留意すること。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p26

² 生徒指導提要p27、72

³ 生徒指導提要p20

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p26

- ・発達支持的生徒指導を推進するにあたっては、生徒指導提要にある「生徒指導の実践上の視点」に留意し、多様な教育活動を通して行うよう留意すること。
- ・事案等への対応においては、事実関係を正確に把握した上で、ケース会議を実施するなど方針を決定し組織的な対応を行うよう留意すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めるよう留意すること。
- ・枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間・中学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努めるよう留意すること。

【支援事項】

- ・早期の指導や被害の拡大防止等の対応のため、「レベルに応じた問題行動（非行）への対応チャート（枚方市版）」及び「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を提供する。
- ・校内研修を一層充実させ、教職員の幼児・児童・生徒理解と指導力の向上を図るため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編・いじめ防止編）」等を提供する

1-2. 教育相談体制の充実

【指示事項】

- (1) 心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、子どもへの教育相談体制を充実させること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・教育相談はスクールカウンセラーなどの専門家だけが行うのではなく、コーディネートをはじめ校内組織で行うよう留意すること。
- ・SNS や電話等で相談できる相談窓口を周知し、児童・生徒の援助希求能力を高める為の一助とするよう留意すること。

【支援事項】

- ・児童・生徒の教育相談体制を推進するため、「ぼーち」を活用する。
- ・相談窓口の設置体制を整備するため、「子どもの笑顔を守るコール」等を活用する。
- ・教育相談体制の充実のため、教育文化センターにおける教育相談事業を活用する。

2. 不登校児童・生徒への支援

【指示事項】

- (1) 不登校児童・生徒への対応にあたっては、不登校未然防止の観点から、日頃より学校・家庭・地域等が連携することの意義について広く周知するため、学校における不登校児童・生徒への対応方針を学校ブログに掲

¹ 生徒指導提要p80

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p26、「10. 子どもたちの生命・身体を守る体制づくり」p29、「17. 子どもたちの安全・安心を支えるための多職種連携」p45

載するなどし、すべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、魅力ある学校づくりを推進すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・不登校児童・生徒への対応方針については、「5つのレベルに応じた不登校対応例」を参考にすること。
- ・欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく適切な対応を図るよう留意すること。
- ・不登校児童・生徒への対応にあたっては、児童・生徒のアセスメントを丁寧に行い、教育機会の確保を図るよう留意すること。
- ・不登校が長期化している児童・生徒については状況把握に努め、定期的な安全確認を行うよう留意すること。
- ・欠席が長期化する場合は、定期的に安全確認するとともに、虐待が疑われる場合は速やかに通告し、関係機関と連携を図るよう留意すること。
- ・要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている児童・生徒については、理由に関わらず、休業日を除き、引き続き7日欠席した場合は、速やかに関係機関に情報提供または通告を行うよう留意すること。
- ・児童・生徒を対象にスクリーニングを実施する等、児童・生徒の些細な変化を教職員で共有できるよう取組を進めるとともに、不登校または不登校の兆しのある児童・生徒に対し、機を逃さず家庭訪問を行ったり、ICT機器を活用したりするなど、児童・生徒とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を図るよう留意すること。
- ・魅力ある学校づくりの推進にあたっては、「分かりやすい授業の工夫」など日々の授業や特別活動に着目した取組を進めるよう留意すること。
- ・欠席の期間が長くなるにつれて、学校を休む理由が変わる可能性があることから、早期支援を行うよう留意すること。
- ・児童・生徒のアセスメントにあたっては、校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整えるよう留意すること。
- ・不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることに留意すること。

【支援事項】

- ・『枚方市不登校支援ガイド』、『不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン』、『不登校児童・生徒の「指導要録上出席扱い」に係るガイドライン』、『5つのレベルに応じた不登校対応例』を提供する。

¹ 教育大綱

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(平成元年10月25日 文部科学省)

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～(通知)」(令和4年6月10日 文部科学省)

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(通知)」(令和5年3月31日 文部科学省)

「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について(通知)」(令和5年10月17日 文部科学省)

2-1. 家庭・関係機関との連携

【指示事項】

(1) 1学期中のできるだけ早くに、家庭と繋がる取組を各学校の実態・実情に即して実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・家庭と繋がる取組については、家庭訪問や1人1台端末等のICTを活用し、保護者と対面で面談するなど信頼関係の構築に努めるとともに、家庭訪問をしない場合、児童・生徒の住所を確認し、校区の状況把握として、実際に校区をめぐると留意すること。
- ・日頃から各家庭をはじめ、PTAや地域諸団体との双方向の情報交流を行うよう留意すること。

【取組例】

○少年非行等の防止のため、少年サポートセンター等が実施する「非行防止教室」を開催することが考えられる。

3. 体罰根絶の取組

【指示事項】

(1) 体罰の根絶については、正しい幼児・児童・生徒理解と信頼関係に基づく指導を行うこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・教職員による体罰が疑われるような指導については、速やかに教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・体罰を許さない指導体制を確立し、子どもを真に大切にせる教育活動を展開するよう留意すること。

【支援事項】

- ・教職員全体の共通認識を深めるよう「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を積極的に活用する。

4. 携帯電話等への対応

【指示事項】

- (1) 携帯電話等の取り扱いについては、その有用性・危険性を理解させるとともに、自ら対処できる力を育成すること。³
- (2) ネット上の犯罪から児童・生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応すること。⁴

¹ 生徒指導提要p31、107

² 生徒指導提要p103

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「24. 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み」p59

³ 生徒指導提要p240

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p28

⁴ 生徒指導提要p240

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p28

【指示事項の補足説明】

- ・学校での携帯電話等の取り扱いについては、「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、教育活動に支障が出ないように留意すること。
- ・携帯電話等でのSNSや無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発するよう留意すること。

5. 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

【指示事項】

- (1) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。¹

【取組例】

- 学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導することが考えられる。

6. 校則について

【指示事項】

- (1) 校則の内容は児童・生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認・見直しをすること。²

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の実情や社会の状況を踏まえ、内容検討に児童・生徒を参画させるなど適切に見直すよう留意すること。

¹ 生徒指導提要p167

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p34

² 生徒指導提要p101

16. いじめについて

1. いじめの未然防止

【指示事項】

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校ブログ等を活用することで、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努めること。また、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」が実効性の高いものとなっているか見直しを図ること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・感染症の感染者や障害のある児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう留意すること。
- ・児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを推進するよう留意すること。
- ・インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも留意すること。

2. いじめの早期発見

【指示事項】

- (1) 生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図ること。²

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の生命身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、枚方警察署または交野警察署に通報し、援助を求めるとともに、直ちに市教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努めるよう留意すること。
- ・児童・生徒から事情を聴き取るときは、いじめの事実の有無を確認し、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるよう留意すること。
- ・児童・生徒や保護者に対して、学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動が認識されるような取組を積極的に行うよう留意すること。

¹ 教育大綱

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p27

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p27

3. いじめの対応

【指示事項】

(1) 児童・生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い児童・生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴すること。¹

【指示事項の補足説明】

・学校に設置の学校いじめ防止対策委員会が実効的な機能を果たすために、教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図るよう留意すること。

¹ 「いじめ防止基本方針の策定について（通知）」（平成25年10月11日 文部科学省）

基本方策8 学びを支える教育環境の充実

学校園施設の維持改善や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を推進する。特に、市教育委員会と学校とが、一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざします。

17. 教育環境の活用について

1. 教育環境

【指示事項】

- (1) ICTを学校園運営等に効果的に活用できるよう客観的数値をもとに取組を進めること。¹
- (2) 様々な理由で学校に登校できない児童・生徒に対して、ICTを効果的に活用した取り組みを行うこと。²
- (3) ICTを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用すること。³

【指示事項の補足説明】

- ・学校園施設の日常的な管理を行うとともに、幼児・児童・生徒の「自分たちの学校園を大切にしよう」という気持ちを育てることに留意すること。
- ・学校園施設の維持改善や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を進め、令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、計画的に整備が進む学校園施設を日常保全により健全に維持するよう留意すること。
- ・ICTの活用にあたっては、全国学力・学習状況調査質問紙をはじめ、教育の情報化に関連する各種調査等の自校の数値をもとに、改善を図るよう留意すること。
- ・授業や家庭学習において、個別最適・協働的な学びの一層の充実を実現するため、児童・生徒が1人1台端末を文房具として積極的に活用したり、校務にICTを積極的に活用したりするなど、教育の情報化を推進するよう留意すること。その際、情報セキュリティや個人情報の取り扱いに留意すること。
- ・ICTを活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざし、教職員が児童・生徒と向き合う時間をより多く確保できるよう、校務負担の軽減と効果的・効率的な学校運営に取り組むように留意すること。
- ・様々な理由で学校に登校できない児童・生徒に対して、「つながり続ける」、「学びを止めない」という観点で、児童・生徒や保護者としっかりと対話した上で、1人1台端末等を効果的に活用して必要な支援を行うよう留意すること。その際、双方向オンラインによる健康観察や学習状況の確認を行い、児童・生徒が安心して学びに向かい、自ら学べる力を養うこと。

¹ 学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号)

枚方市立学校情報セキュリティポリシー
学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル

² 令和3年2月19日通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について(通知)」

³ 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月)

2. 学校園施設、設備の維持管理

【指示事項】

(1) 学校園施設については、適切に管理、使用すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・学校園施設の維持保全及び、トイレのドライ化、ユニバーサル化などの計画的な整備が進められるが、日常の維持管理についても、施設の機能や性能を良好な状態に維持すべく適切に行い、幼児・児童・生徒の「大切にしよう」という気持ちを育てるように留意すること。
- ・施設の状況を日常的に点検し、異常箇所や危険箇所等の早期発見に努め、工事や修繕を要する状況であれば、必要に応じて工事の要望等を行うことに留意すること。
- ・校舎及び園舎屋上については、落葉などによる排水溝の堆積が雨水の排水に支障を及ぼし雨漏り発生の一要因となる。適切な維持管理により施工による防水効果が維持されるため、定期的な点検及び清掃を行うこと。
- ・空調設備については、空調の日常使用において必要以上に長時間使用しないことに留意すること。また、空調利用時に換気をするなど設備への負荷が大きくなるため、換気設備を設置している教室等においては、主に換気設備を利用し、窓を開放する自然換気は必要最小限とするなど留意すること。必要に応じて工事の要望等を行うことに留意すること。

3. 校内体制の確立



【指示事項】

(1) ICTを活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の働き方改革への取組を推進すること。²

4. ICT機器の管理・運用

【指示事項】

(1) ICT機器の管理、運用については、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿って適切に行うこと。³

【指示事項の補足説明】

- ・ICT機器の管理、運用について、校内情報セキュリティ責任者の管理の下、ICT環境整備担当者やICT支援員などと協力して組織的に進めるよう留意すること。

¹ 学校保健安全法施行規則 第28条、29条

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「20,働き方改革」p.51

³ 学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号)

枚方市立学校情報セキュリティポリシー

学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

読書が果たす重要な役割を踏まえ、公立図書館との連携や学校司書の専門性を生かすなど、学校図書館機能の充実を図ることにより、児童・生徒の読書活動を推進します。

また、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことや読書活動の推進により、児童・生徒の発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力といった学習の基盤となる資質・能力を育成します。

18. 学校図書館機能の充実について

1. 学校図書館運営方針および年間計画策定

【指示事項】

- (1) 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、言語能力や情報活用能力等を育成するため、各学校において学校図書館運営方針及び年間計画を策定すること。¹
- (2) 策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組むこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の情報活用能力の向上、読書習慣の確立をめざし、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の向上及び充実を図るよう留意すること。

【取組例】

- 学校図書館運営方針及び年間計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい学校図書館の環境を整える。また、授業で役立つ資料の提供を積極的に行うとともに、児童・生徒の作品等を展示する。また、公立図書館と連携を図り、団体貸出等のサービスも積極的に活用する。

¹ 「学校図書館の整備充実について(通知)」(平成 28 年 11 月 29 日 文部科学省)

別添 1 「学校図書館ガイドライン」(2) 学校図書館の運営 (4) 学校図書館に携わる教職員等

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「3. 確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」p12 「8. 感性を豊かにする読書活動の推進」p24

2. 読書活動推進と環境整備

【指示事項】

- (1) 児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行うこと。¹
- (2) 各学年の学習計画や児童・生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行うこと。²
- (3) 文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて児童・生徒が選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をすること。また、新聞については、小学校 2 紙、中学校 3 紙分の配備を行うこと。³

【指示事項の補足説明】

- ・枚方市立図書館と連携しながら「第 4 次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえた取組を推進するよう留意すること。
- ・学校図書館の蔵書については、学校図書館システムの蔵書データベースを使い、適切な蔵書管理に努めるよう留意すること。

【取組例】

- 「えほんのひろば」を開催する等、枚方市立図書館やボランティアとの連携を促進するとともに、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」を活用して、学校での読書環境づくりを推進する。
- 朝の読書タイムや並行読書、ブックトークやビブリオバトル等を通じて、読書への興味・関心を高める工夫をするとともに、児童・生徒が本を読みたくなるような読書環境を計画的に整備し、配架の仕方や読書スペースの工夫をする。また、学校図書館以外にも、教室や廊下等に本を配置するなど、児童・生徒が本に触れる機会を増やす。
- ICT を活用した多様な読書活動として、「ひらかた電子図書館」の利用を促進する。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「3. 確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」p12 「8. 感性を豊かにする読書活動の推進」p24

² 「学校図書館の整備充実について(通知)」(平成 28 年 11 月 29 日 文部科学省)

別添 1 「学校図書館ガイドライン」(3) 学校図書館の利活用 (5) 学校図書館における図書館資料

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「3. 確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」p12 「8. 感性を豊かにする読書活動の推進」p24

「第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」(令和 4 年 1 月 24 日 文部科学省)

基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

幼児・児童・生徒が、生涯にわたって人生を豊かにする多様な学習機会を提供していくために、地域等との連携により社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動を充実させることをめざします。また、すべての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりをおこなうとともに、放課後の時間を通じて、児童が自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げる取組に対し理解し、連携、協力を図ります。

19. 社会教育と学校教育の連携について

1. 文化・芸術・スポーツ等の体験活動の充実

【指示事項】

- (1) 土曜日等に児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組まれる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図ること。¹
- (2) 学校園施設の開放については、積極的に推進すること。²

【取組例】

- 直接体験の機会を確保するため、枚方市野外活動センターや旧田中家鋳物民俗資料館等の施設を有効活用することが考えられる。
- 児童・生徒の郷土への歴史の理解を深めるため、特別史跡百済寺跡等の市内の貴重な歴史文化遺産等を生かすことが考えられる。
- 地域や事業者等の協力を得ながら、ボランティア活動や職業体験等の社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成することが考えられる。

¹ 社会教育法第5条第13号

² 「放課後放課後児童対策パッケージについて(通知)」(令和5年12月25日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長)

20. 児童の放課後対策について

1. 放課後の安全な居場所づくりと保護者が安心して就労できる環境の整備

【指示事項】

- (1) 放課後の時間を通じて、児童が自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げるための取り組みを推進すること。¹
- (2) 留守家庭児童会室をはじめとする放課後事業と連携し、児童の居場所を確保すること。²
- (3) 児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制を構築すること。³
- (4) 総合型放課後事業は児童の非認知能力の育成に資する事業であり、学校教職員は、本取組の趣旨等を理解し、連携・協力すること。⁴
- (5) 児童の見守り機能を強化すること。⁵

【指示事項の補足説明】

- ・総合型放課後事業は、教育委員会が主体となって運営する事業であるが、活動場所の確保や児童の安全管理の上では、学校の理解と留守家庭児童会室との連携・協力は不可欠であることから、よりよい関係づくりを心がけ、しっかり連携を行うよう配慮すること。
- ・児童の様子の変化など気付いたことや気になることは留守家庭児童会室と適宜情報交換を行い、児童の環境の変化を見逃さないよう配慮すること。

¹ 児童福祉法 第1条、第2条、第3条、第6条、第21条、第34条、第56条

こども基本法 第3条、子どもの貧困対策の推進に関する法律 第2条、第3条

子ども・子育て支援法第59条、社会教育法第5条第13号

こども未来戦略方針（加速化プラン）、放課後児童クラブ運営指針

枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

「放課後放課後児童対策パッケージについて（通知）」（令和5年12月25日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）

² 「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について（通知）」（令和5年8月31日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）

³ 「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について（通知）」（令和5年8月31日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）

⁴ 児童福祉法 第1条、第2条、第3条、第6条、第21条、第34条、第56条

こども基本法 第3条、子ども、子どもの貧困対策の推進に関する法律 第2条、第3条

子ども・子育て支援法第59条、社会教育法第5条第13号

こども未来戦略方針（加速化プラン）、放課後児童クラブ運営指針

枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

⁵ 枚方市子どもを守る条例、枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

・児童の非認知能力（「人と関わるチカラ」・「気持ちをコントロールするチカラ」・「目標に向かってがんばるチカラ」）の育成を目指し、協力体制の維持に留意すること。

【取組例】

- 総合型放課後事業の実施を促進するため、余裕教室の活用を進めるとともに、特別教室や体育館、校庭等のスペースを、放課後等の時間帯や長期休業等の期間に活用できるよう利用調整を行うとともに、児童の様子や下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時に対応できるよう迅速な情報交換・共有を行う。
- 児童の様子の変化や気になることを学校と総合型放課後事業実施者が適宜情報共有を行い、いじめや虐待に関する早期発見と重大事態防止につなげる。
- 児童が放課後に安全で安心して過ごせる居場所ができることで、これまで学校が対応せざるを得なかった学校外で起こった児童の対応等が軽減され、教員が研修や授業の準備等に集中することができるなど、教員のゆとりにつなげる。

各種の参考資料

基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実

- ・「進路指導のための資料」(毎年度)
- ・「進路選択に向けて」(多言語版、毎年度)文部科学省
- ・大阪府公立高等学校支援学校検索ナビ「咲くナビ」
- ・「BASE in OSAKA」(令和6年4月予定)
- ・「奨学金等指導資料」(令和6年4月更新予定)
- ・「大阪府の高等学校等の授業料無償化制度について」(令和5年9月)
- ・「大阪版CAN-DOリスト」(令和5年3月)
- ・「STEPS in OSAKA」(令和5年3月)
- ・「英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて(アクションプラン)」(令和4年8月)文部科学省
- ・「自立活動ハンドブック(中学校版)」(令和4年3月)
- ・「学習者用デジタル教科書実践事例集」(令和4年3月)文部科学省(解説動画あり)
- ・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(中学校編)」(令和4年3月)文部科学省
- ・「大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介WEBサイト」(令和4年2月)
- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(令和4年1月)文部科学省
- ・「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」(令和3年3月)文部科学省
- ・「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」(令和3年3月)文部科学省
- ・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(小学校編)」(令和3年3月)文部科学省
- ・「教職員の評価・育成システム 手引き」(令和3年3月改定)
- ・「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和3年2月)文部科学省
- ・「『令和の日本型教育』の構築を目指して」(令和3年1月)文部科学省
- ・「大阪の児童生徒が1人1台タブレットPC 端末等を活用した実践事例」(令和3年～)
- ・「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料」(令和2年9月)文部科学省
- ・「外国語の指導におけるICTの活用について」(令和2年9月)(解説動画あり)文部科学省
- ・「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」(令和2年9月)
- ・「GIGAスクール構想の実現へ(リーフレット)」(令和2年7月)文部科学省
- ・「教育の情報化に関する手引(追補版)」(令和2年6月)文部科学省
- ・「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について」(令和2年3月)文部科学省
- ・「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」(令和2年3月)
- ・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(令和2年3月)文部科学省
- ・「小学校プログラミング教育の手引(第三版)」(令和2年2月)文部科学省
- ・「小学校における『プログラミング教育』」(令和2年1月)
- ・「大阪府版キャリア・パスポート」(令和2年1月)
- ・「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けてーキャリア・パスポートの活用ー」(令和2年1月)

- ・「中学校外国語教材『Bridge』」(令和2年1月)文部科学省
- ・「スピーキング力向上ツール」(令和元年12月、平成31年1月)
- ・「学習評価の在り方ハンドブック」(令和元年6月)文部科学省
- ・「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年6月)
- ・「小学校プログラミング教育に関する研修教材」(平成31年3月)文部科学省
- ・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月)文部科学省
- ・「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」(平成31年3月)
- ・「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」(平成31年2月)
- ・「中学校英語定着確認プリント」(平成31年1月、平成30年10月)
- ・「学校における進路指導について(通知)」(平成30年5月)
- ・「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」(平成30年2月)
- ・「We Can!」「Let's Try!」(平成30年2月)文部科学省
- ・「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」(平成29年3月・7月)文部科学省
- ・学校図書館ガイドライン(平成28年11月)文部科学省
- ・「学校評価ガイドライン」[平成28年改訂](平成28年3月)文部科学省
- ・「大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラム・DREAM」(平成27年12月)
- ・「スタートカリキュラムスタートブック」(平成27年1月)文部科学省
- ・「英語を使うなにわっ子」育成プログラム(平成25年8月)
- ・「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」(平成23年6月)
- ・「多言語による学校生活サポート情報」(平成13年3月～)

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

○人権3法

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(令和3年6月一部改正)
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月)
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月)

○府人権関係3条例

- ・「大阪府人権尊重の社会づくり条例」(令和元年10月一部改正)
- ・「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」(令和元年10月)
- ・「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(令和元年11月)
- ・「教職員人権研修ハンドブック」(令和6年3月改訂予定)
- ・大阪府人権白書「ゆまにてなにわ(解説編)ver. 38」(令和6年3月発行予定)

- ・「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和5年度改訂版)」(令和5年11月)枚方市教育委員会
- ・「小学生すくすくウォッチわくわく問題指導参考資料『シンキングツール』を用いた論理的に読み取り整理する方法について」(令和5年10月)
- ・「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(令和5年10月一部改正、令和6年4月一部改正予定)
- ・「小学生すくすくウォッチわくわく指導参考資料及び解答類型」(令和5年7月)
- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年6月施行)
- ・「こども基本法」(令和5年4月施行)
- ・「在日外国人教育のための資料集 違いを認め合い 共に生きるために 増補版(DVD)」(令和5年3月)大阪府教育委員会
- ・「教職員のための差別事象対応ワークシート」(令和5年3月)
- ・「大阪府在日外国人施策に関する指針」(令和5年3月改正)
- ・令和5年度 がん教育に係る外部講師派遣について(令和5年2月)
- ・「大阪府人権教育推進計画」(令和4年9月改定)
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和4年4月)文部科学省
- ・「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について』～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」(令和4年4月改訂)
- ・「学校・地域・家庭の協働による地域共生社会の実現をめざして社協ができる福祉教育実践」(令和4年3月)大阪府社会福祉協議会
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]補足資料」(令和4年3月改訂)文部科学省
- ・「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」(令和4年3月)
- ・リーフレット「こころleaf(リーフ)01」(令和4年3月)
- ・「学校における食物アレルギー対応ガイドライン<<令和3年度改訂>>」(令和4年3月)
- ・「大阪府人権施策推進基本方針」(令和3年12月改正)
- ・「ジェンダー平等教育啓発教材男女共同参画について考えよう」(令和3年10月)(府民文化部)
- ・ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み(令和3年9月)文部科学省
- ・「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」(令和3年7月)大阪府教育委員会
- ・「生命(いのち)の安全教育教材」(令和3年4月)文部科学省
- ・「大阪府障がい者差別解消ガイドライン(第3版)」(令和3年3月)
- ・「第5次大阪府障がい者計画(後期計画)」(令和3年3月)
- ・「『ほんま、おおきに!! ひろげようこころの輪』障がい理解ハンドブック」(令和3年3月)大阪府福祉部
- ・「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」(令和2年9月)
- ・「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」(令和2年9月)
- ・「性の多様性の理解を進めるために」(令和2年4月)大阪府教育委員会
- ・「ヘイトスピーチの問題を考えるためにー 研修用参考資料ー」(令和2年4月改訂)
- ・「保健主事のための実務ハンドブック令和2年度改訂」 令和2年3月文部科学省

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（令和2年3月）日本学校保健会
- ・「アニメ『めぐみ』の短縮版の作成について」（令和2年1月）政府・拉致問題対策本部（アニメ・「めぐみ」（平成20年3月）政府・拉致問題対策本部）
- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）大阪府教育委員会
- ・「学校・教育委員会等向け児童虐待対応の手引き」（令和元年5月）文部科学省
- ・「枚方市児童虐待防止ハンドブック」（平成31年3月改訂）枚方市児童虐待問題連絡会議
- ・「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（平成31年3月）文部科学省
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省
- ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省
- ・『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について（平成30年7月）文部科学省
- ・『特別の教科道徳』実践事例集」（平成30年2月）
- ・「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）大阪府教育委員会
- ・「人権教育実践事例集」（平成29年6月）大阪府教育委員会
- ・「学校における人権教育推進のための資料集」（平成29年4月改訂）大阪府教育委員会
- ・「人権教育教材集・資料CD」（平成28年11月）大阪府教育委員会
- ・「人権教育教材集・資料・教員用手引き」（平成28年11月）大阪府教育委員会
- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月）文部科学省
- ・「ようこそOSAKAへ 日本語指導実践事例集」（平成28年3月）大阪府教育委員会
- ・「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成27年7月）文部科学省
- ・「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月）文部科学省
- ・「アレルギー疾患対応資料の配布について」（平成27年3月）
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）文部科学省
- ・人権教育リーフレット6「食物アレルギーのある子どもへの配慮」（平成27年3月）
- ・「学校における人権教育の推進のために―『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集―」（平成26年7月）大阪府教育委員会
- ・人権教育リーフレットシリーズ（平成26年3月）大阪府教育委員会
- ・「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年3月）文部科学省
- ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成26年1月）文部科学省
- ・「障害者基本法」（平成25年6月改正）内閣府
- ・「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために―本名指導の手引き（資料編）―」（平成25年4月）一部修正大阪府教育委員会
- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）大阪府教育委員会
- ・「ようこそOSAKAへ 日本語支援アイデア集」（平成23年3月）大阪府教育委員会
- ・「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」（平成22年3月）大阪府教育委員会

- ・「精神障がいについての理解を深めるために」（平成20年5月改訂）大阪府教育委員会
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）文部科学省
- ・「学校における望ましい動物飼育のあり方」（平成18年6月改訂）日本初等理科教育研究会
- ・「人権基礎教育指導事例集」（平成16年3月）大阪府教育委員会
- ・「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）大阪府教育委員会
- ・「教職員による児童・生徒に対するセクシャル・ハラスメントを防止するためにQA集」（平成15年）大阪府教育委員会

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

- ・「教科書採択における公正確保の徹底等について」（毎年）
- ・「ミドルリーダー育成プログラム」（毎年度）
- ・「府立学校教員の働き方改革」（随時更新）
- ・「教職員人権研修ハンドブック」（令和6年3月改訂予定）
- ・「初任者等育成プログラム」（令和6年3月改訂予定）
- ・「大阪府教員等研修計画」（令和6年3月改訂予定）
- ・「教職員の綱紀の保持について（通知）」（令和5年7月）大阪府教育委員会
- ・「教員の資質向上をめざして－『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き－」（令和5年10月改訂）
- ・「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」（令和5年8月）
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和5年7月改正）
- ・「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」（令和4年4月1日改正）枚方市教育委員会
- ・「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和4年4月1日改正）枚方市教育委員会
- ・「枚方市立学校園におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和4年4月1日改正）枚方市教育委員会
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月）文部科学省
- ・「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」（令和4年3月改正）
- ・「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」（令和4年3月）文部科学省
- ・「三六協定締結の手引き（府立学校版）」（令和4年3月改定）
- ・「児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について（通知）」（令和4年1月）
- ・「通勤手当不正受給防止の徹底について」（令和3年8月）
- ・「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（令和3年3月改正）
- ・「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（令和3年3月改訂）
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（令和3年2月改訂）厚生労働省
- ・「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通知）」（令和2年12月）
- ・「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通知）」（令和2年12月）
- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理及び『休日のまとめ取り』のための1年単位の變形労働時間制

等における不適切な運用に関する相談窓口について」(令和2年10月)文部科学省

- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月)スポーツ庁
- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の改正等について(通知)(令和2年7月)文部科学省
- ・「枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(令和2年4月1日)
- ・「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」(令和2年3月)
- ・「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」(令和2年3月改正)
- ・「不祥事予防に向けて自己点検<チェックリスト・例(改訂版)>」(令和2年3月改訂)
- ・「メンタリング・ハンドブック」(令和2年3月改訂)
- ・「不祥事防止に向けたワークシート集」(令和2年2月)
- ・「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」(令和元年6月)文部科学省
- ・「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために(第3版)～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～」(平成31年4月)文部科学省
- ・「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」(平成31年4月改正)
- ・「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(平成31年3月)文部科学省
- ・「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて」(平成28年3月改正)
- ・「通勤認定の取扱いについて」(平成27年3月)
- ・「大阪府教育委員会服務指導指針」(平成24年11月改正)
- ・「次世代を担う教員の育成のために」(平成18年7月)
- ・「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」(平成7年3月)
- ・「労働安全衛生規則」(昭和47年9月労働省令第32号)
- ・「労働安全衛生法」(昭和47年6月)
- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

- ・「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(令和4年4月)文部科学省
- ・「自立活動ハンドブック(中学校版)」(令和4年3月)
- ・「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月)
- ・「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月)文部科学省
- ・「自立活動ハンドブック(小学校版)」(令和3年3月)
- ・「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」(平成31年3月)
- ・「発達障がいについて保護者の理解を促進するために」(平成30年3月改訂)
- ・「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」(平成30年2月)文部科学省
- ・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成29年3月)文部科学省

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月)
- ・「障がいのある子どものより良い就学に向けて<市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック>」(平成26年3月)
- ・「学校教育法施行令の一部改正について」(平成25年9月)
- ・「障害者基本法」第16条(平成25年6月改正)
- ・「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂)
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月)中央教育審議会初等中等教育分科会
- ・「体罰防止マニュアル(改訂版)」(平成19年11月)

基本方策5 幼児教育の充実

- ・「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(令和5年2月)中央教育審議会
- ・「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会―審議経過報告―」(令和4年3月)中央教育審議会
- ・「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」(令和4年3月)中央教育審議会
- ・「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)」(令和4年3月)中央教育審議会
- ・「幼児教育研修体系」(令和4年3月)
- ・「幼児教育推進指針」(平成31年4月改訂)
- ・「幼児理解に基づいた評価」(平成31年3月)文部科学省
- ・「スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット」(平成30年3月)
- ・「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」(平成30年3月)文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター
- ・「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」(平成29年3月)文部科学省・内閣府・厚生労働省
- ・「スタートカリキュラムスタートブック」(平成27年1月)文部科学省

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

- ・「教育コミュニティづくり情報ページ」(随時更新)
- ・「おおさか元気広場(放課後子ども教室)企業・団体による活動プログラム一覧(令和6年4月改定版)」(令和6年4月予定)
- ・「社会教育法」(令和4年6月改正)
- ・「コミュニティ・スクールのつくり方『学校運営協議会』設置の手引き(令和元年改訂版)」(令和2年10月)文部科学省
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5(令和元年6月改正)
- ・「わたしのまちの教育コミュニティ」(平成31年2月)

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム(追加資料)」(毎年度)
- ・「ヤングケアラーの支援に向けて」(令和5年10月)
- ・「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」(令和5年7月)文部科学省
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」(令和5年3月)文部科学省
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)文部科学省
- ・「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」(令和5年3月)
- ・「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(令和5年2月)文部科学省
- ・「生徒指導提要」(令和4年12月)文部科学省
- ・「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」(令和4年7月)
- ・「自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について(依頼)」(令和4年7月)
- ・「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月)不登校に関する調査研究協力者会議
- ・「子どもの安全確保推進月間の周知及び広報啓発ポスターの送付について」(令和4年5月)
- ・「人権教育リーフレット「情報化社会における子どもの人権」(令和4年3月)
- ・「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」(令和3年9月)
- ・「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」(令和3年6月)
- ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について(令和3年6月)
- ・「学校における防災教育の手引き(改訂2版補訂版)」(令和元年6月改訂、令和3年3月補訂)
- ・「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～」(令和2年4月)
- ・「子どもを守る被害者救済システム」(令和元年12月改定)
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月)文部科学省
- ・「いじめ対応セルフチェックシート(府内小中学校等におけるいじめ対応について)」(令和元年6月)
- ・「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月)文部科学省
- ・「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」(平成31年3月)
- ・「『登下校防犯プラン』について」(平成30年7月)
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月)文部科学省
- ・「小学校におけるチーム支援SSW活用事例～小学校指導体制支援推進事業の取組みより～」・(平成30年2月)
- ・「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために～」(平成29年8月)
- ・「学校における人権教育推進のための資料集」(平成29年4月改訂)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定)文部科学省
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月)文部科学省
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月)文部科学省
- ・「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について(平成28年3月)
- ・学校保健安全法(平成27年6月改正)
- ・人権教育リーフレットI「いじめ対応のポイント」8「いじめの対応②」(平成26年3月)
- ・「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成26年2月)

- ・「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)
- ・「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」(平成25年8月)
- ・「『大阪府津波浸水想定』の設定について」(平成25年8月)
- ・「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」(平成25年3月)文部科学省
- ・「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」(平成24年12月)
- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月)
- ・「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月)文部科学省
- ・「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」(平成23年3月)文部科学省
- ・「いじめ対応プログラム指導案集」(平成23年)
- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成21年3月)
- ・「いじめ対応プログラム実践事例集」(平成20年7月)
- ・「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」(平成19年11月)文部科学省
- ・「いじめ対応プログラムⅡ」(平成19年8月)
- ・「いじめ対応プログラムⅠ」(平成19年6月)
- ・「不登校未然防止ー活用ヒント集50ー」(平成19年5月)
- ・「こどもエンパワメント支援指導事例集」(平成19年3月)
- ・「いじめ防止指針」(平成18年3月)
- ・「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」(平成17年12月)
- ・「不登校の未然防止に向けて～複数の目で見守るシステム～」(平成17年8月)
- ・「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」(平成17年3月)
- ・「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」(平成16年3月)
- ・「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」(平成16年1月)文部科学省
- ・「学校の安全管理に関する取組事例集」(平成15年6月)文部科学省
- ・安全教育教材ビデオ「きけんいろいろたまむしハカセの安全教室」(平成15年3月)
- ・「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」(平成14年10月)
- ・「学校における児童生徒等の安全を確保するために」(平成13年7月)

基本方策8 学びを支える教育環境の充実

- ・「学校における働き方改革の取組みについて(通知・別紙)」(令和5年2月)
- ・「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」(令和3年3月)文部科学省
- ・「GIGAスクール構想の実現へ(リーフレット)」(令和2年7月)文部科学省
- ・「教育の情報化に関する手引(追補版)」(令和2年6月)文部科学省
- ・「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)地震による落下物や転倒物から子供たちを守るためにー耐震点検の実施ー」(平成27年3月改訂版)文部科学省
- ・「枚方市施設自主点検マニュアル」(平成25年4月)枚方市 公共施設部 施設整備室

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

- ・「学校図書館を活用した授業実践例」(令和4年10月、令和3年3月、令和2年3月、令和元年11月)
- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(令和4年1月)文部科学省
- ・「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」(令和3年3月)
- ・「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(令和3年3月)
- ・学校図書館ガイドライン(平成28年11月)文部科学省
- ・学校図書館法(平成26年6月改正)
- ・「学校図書館司書教諭の発令について」(平成15年1月)文部科学省
- ・学校図書館図書標準(平成5年3月)文部科学省

基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

- ・「放課後放課後児童対策パッケージについて(通知)」(令和5年12月25日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長)
- ・こども未来戦略(加速化プラン)(令和5年12月22日子ども家庭庁)
- ・「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について(通知)」(令和5年8月31日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長)
- ・児童の放課後を豊かにする基本計画(令和2年3月枚方市教育委員会)
- ・新・放課後子ども総合プラン(平成30年9月14日文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長)
- ・放課後児童クラブ運営指針(平成27年4月1日厚生労働省)
- ・枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月12日)